

南富良野町地域防災計画

(資料編)

令和 2 年 3 月

南富良野町防災会議

〔目 次〕

資 料 編

〔 防 災 組 織 等 〕	1
○ 資料 1－1 関係機関等の連絡先	1
○ 資料 1－2 災害対策本部揭示板	5
○ 資料 1－3 標 章	5
○ 資料 1－4 消防組織	6
〔 災 害 履 歴 ・ 気 象 等 〕	7
○ 資料 2－1 過去の災害の記録	7
○ 資料 2－2 警報・注意報発表基準一覧表	9
○ 資料 2－3 雨量及び水位の観測所	11
○ 資料 2－4 水防警報指定河川及び水防警報区	12
○ 資料 2－5 水位周知河川及び水位周知区間	12
○ 資料 2－6 気象庁震度階級関連解説表	13
〔 災 害 危 険 区 域 等 〕	17
○ 資料 3－1 河川・水防区域・重要水防箇所	17
○ 資料 3－2 地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険溪流	19
○ 資料 3－3 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	29
○ 資料 3－4 山地災害危険地区	30
○ 資料 3－5 危険物所在一覧	34
〔 避 難 ・ 通 信 等 〕	36
○ 資料 4－1 避難施設	36
○ 資料 4－2 洪水浸水想定区域における警戒避難体制	37
○ 資料 4－3 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制	37
○ 資料 4－4 要配慮者利用施設	38
○ 資料 4－5 避難勧告等の判断基準	39
○ 資料 4－6 災害情報等報告取扱要領	42
○ 資料 4－7 被害状況判定基準	43
○ 資料 4－8 消防庁への直接即報基準	47
〔 輸 送 ・ 救 援 等 〕	48
○ 資料 5－1 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	48
○ 資料 5－2 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	50
○ 資料 5－3 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	54
○ 資料 5－4 北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応	57
○ 資料 5－5 ドクターヘリ緊急離発着場	58
○ 資料 5－6 緊急通行車両確認証明書	59
○ 資料 5－7 緊急通行車両標章	59
○ 資料 5－8 防災資機材・救援物資状況	60
○ 資料 5－9 医療機関一覧	61
○ 資料 5－10 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）	62
〔 条 例 ・ 協 定 等 〕	63
○ 資料 6－1 南富良野町防災会議条例	63
○ 資料 6－2 南富良野町災害対策本部条例	65

○ 資料 6-3	災害時における協定一覧	66	
○ 資料 6-4	「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～	67	
○ 資料 6-5	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	71	
○ 資料 6-6	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	73	
○ 資料 6-7	北海道広域消防相互応援協定	76	
○ 資料 6-8	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	79	
○ 資料 6-9	災害時の応援に関する協定	81	
〔 様	式 〕	83	
○ 別記第 1 号様式	職員参集状況報告書	83	
○ 別記第 2 号様式	職員等安否確認調査票	84	
○ 別記第 3 号様式	気象通報受理簿（兼送信票）	85	
○ 別記第 4 号様式	水防活動実施報告	86	
○ 別記第 5 号様式	災害情報	87	
○ 別記第 6 号様式	被害状況報告（速報・中間・最終）	89	
○ 別記第 7 号様式	災害情報速報	91	
○ 別記第 8 号様式	避難者世帯名簿	92	
○ 別記第 9 号様式	避難所受入台帳	93	
○ 別記第 10 号様式	避難所設置及び受入状況	93	
○ 別記第 11 号様式	救助種目別物資受払簿	94	
○ 別記第 12 号様式	公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	95	
○ 別記第 13 号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について	98	
○ 別記第 14 号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	99	
○ 別記第 15 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	100	
○ 別記第 16 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	101	
○ 別記第 17 号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	102	
○ 別記第 18 号様式	被災者救出状況記録簿	103	
○ 別記第 19 号様式	救護班活動状況	104	
○ 別記第 20 号様式	医療実施状況	105	
○ 別記第 21 号様式	助産台帳	106	
○ 別記第 22 号様式	輸送記録簿	107	
○ 別記第 23 号様式	炊き出し給与状況	108	
○ 別記第 24 号様式	飲料水の供給簿	109	
○ 別記第 25 号様式	世帯構成員別被害状況	110	
○ 別記第 26 号様式	物資購入（配分）計画表	110	
○ 別記第 27 号様式	物資の給与状況	111	
○ 別記第 28 号様式	物資給与及び受領簿	112	
○ 別記第 29 号様式	応急仮設住宅台帳	113	
○ 別記第 30 号様式	住宅応急修理記録簿	114	
○ 別記第 31 号様式	障害物除去の状況	115	
○ 別記第 32 号様式	学用品の給与状況	116	
○ 別記第 33 号様式	遺体の捜索状況記録簿	117	
○ 別記第 34 号様式	遺体処理台帳	118	
○ 別記第 35 号様式	埋葬台帳	119	
○ 別記第 36 号様式	賃金作業員雇用台帳	120	
○ 別記第 37 号様式	被災証明申請書	121	
○ 別記第 38 号様式	罹災証明書	122	
〔 そ	の	他 〕	123

○ 参考資料	自主防災組織の活動	123
○ 参考資料	土砂災害の種類と前兆現象	126

〔 防 災 組 織 等 〕

○ 資料 1－1 関係機関等の連絡先

1 南富良野町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
南富良野町役場	南富良野町字幾寅 867 番地	0167-52-2112
保健福祉センター みなくる	南富良野町字幾寅	0167-52-2211
富良野広域連合消防本部	上富良野町大町 2 丁目 2 番 46 号	0167-45-1119
富良野広域連合消防本部 富良野消防署	富良野市栄町 18 番 20 号	0167-23-5119
〃 南富良野支署	南富良野町字幾寅	0167-52-2119
南富良野町情報プラザ	南富良野町字幾寅	0167-39-7000
北落合除雪管理センター	南富良野町字北落合	0167-52-2984
落合地区多目的センター	南富良野町字落合	0167-53-2062
金山地区コミュニティセンター	南富良野町字金山	0167-54-2366
下金山地区多目的センター	南富良野町下金山	0167-55-2133
勤労青少年センター	南富良野町字幾寅	—
町民体育館	南富良野町字幾寅	0167-52-2776
空知川スポーツリンクス	南富良野町字落合	0167-53-2449
かなやま湖スポーツ研修センター	南富良野町落合	0167-53-2171
かなやま湖オートキャンプ場	南富良野町字東鹿越	0167-52-2002
かなやま湖畔キャンプ場	南富良野町字東鹿越	0167-52-3132
かなやま湖保養センター	南富良野町字東鹿越	0167-52-2223
かなやま湖ログホテルラーチ	南富良野町字東鹿越	0167-52-3100
南ふらの物産センター（道の駅）	南富良野町字幾寅	0167-52-2100
国設南ふらのスキー場	南富良野町字幾寅	0167-52-2143 0167-52-2267
〃 南ふらのスキー場ロッジ		
〃 スキー場リフト運転室		
南富良野町振興公社	南富良野町字幾寅	0167-52-2100

2 保育所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
町立幾寅保育所	南富良野町字幾寅	0167-52-2315
町立金山保育所	南富良野町字金山	0167-54-2637

3 学校（小中学校・高等学校等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
町立南富良野町西小学校	富良野町字下金山 944 番地	0167-55-2050
町立南富良野小学校	南富良野町字幾寅 844 番地	0167-52-2311
町立南富良野中学校	南富良野町字幾寅 1052 番地	0167-52-2410
町立南富良野高等学校	南富良野町字幾寅	0167-52-2022

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
総務省消防庁防災課応急対策室	東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-2	03-5253-7527
北海道開発局旭川開発建設部	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号	0166-32-1111
北海道開発局旭川開発建設部 富良野道路事務所	富良野市西扇山 1 番地 31	0167-23-3171
北海道開発局旭川開発建設部 富良野地域農業開発事務所	富良野市桂木町 6 番地 10	0167-23-3541
北海道開発局札幌開発建設部 空知川河川事務所	芦別市滝里町 683 番地	0124-24-4111
北海道開発局札幌開発建設部 金山ダム管理支所	南富良野町字金山	0167-54-2131
北海道農政事務所 旭川地域拠点	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号	0166-76-1277
北海道森林管理局 上川南部森林管理署	南富良野町字幾寅	0167-52-2772
旭川地方气象台	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号	0166-32-7102

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊上富良野駐屯地 第 4 特科群 第 131 特科大隊	上富良野町南町 4 丁目	0167-45-3101

6 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道総務部危機対策局危機対策課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111
上川総合振興局（代表）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5900
上川総合振興局地域政策部地域政策課 （防災）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5918
上川総合振興局旭川建設管理部 道路課 〃 治水課	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5154 0166-46-5156
上川総合振興局旭川建設管理部 富良野出張所	富良野市緑町 8 丁目 1	0167-23-2168
上川総合振興局 保健環境部保健福祉室 （上川保健所）社会福祉課	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5140
上川総合振興局保健環境部 富良野地域保健室	富良野市末広町 2 番 10 号	0167-23-3161

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道教育庁上川教育局	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-4942
上川総合振興局 上川家畜保健衛生所	旭川市東鷹栖 4 線 15 号	0166-57-2232
上川総合振興局 南部森林室	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5998
富良野地区農業改良普及センター 富良野支所	富良野市新富町 3 番 1 号	0167-23-2175

7 警察署

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道警察旭川方面本部	旭川市 1 条通 25 丁目 487 番地 6	0166-35-0110
北海道警察旭川方面 富良野警察署	富良野市若葉町 11 番 1 号	0167-22-0110
幾寅駐在所	南富良野町字幾寅 744 番地 3 号	0167-52-2675
落合駐在所	南富良野町字落合 1180 番地 4 号	0167-53-2110
金山駐在所	富良野町字金山 1119 番地の 5	0167-54-2110

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道旅客鉄道株式会社 富良野駅	富良野市日の出町 1 番 30 号	0167-22-0909
日本郵便株式会社 幾寅郵便局	南富良野町幾寅 977 番地 5 号	0167-52-2313
東日本電信電話株式会社北海道事業部 委任機関 株式会社 NTT 東日本-北海道 北海道道北支店	旭川市 10 条通り 10 丁目	0166-20-5410
北海道電力ネットワーク株式会社 富良野ネットワークセンター	富良野市栄町 20 番 1 号	0167-23-4131
日本放送協会 旭川放送局	旭川市 6 条通 6 丁目 27	0166-24-7000
日本赤十字社 北海道支部	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-231-7126
〃 南富良野町分区 (保健福祉センター みなくる内)	南富良野町字幾寅	0167-52-2211
日本通運(株) 富良野支店	富良野市花園町 3 丁目	0167-23-2151

9 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人富良野医師会	富良野市本町 7 番 10 号 (富良野商工会議所会館 3 階)	0167-22-2767
一般社団法人 旭川歯科医師会	旭川市金星町 1 丁目 1-52	0166-22-2361
一般社団法人 北海道薬剤師会 旭川支部	旭川市金星町 1 丁目	0166-29-2422
一般社団法人 北海道獣医師会 上川支部	旭川市宮前通 14 丁目	0166-24-1600
空知川上流土地改良区	富良野市山部東町 8 番 3 号	0167-42-2529

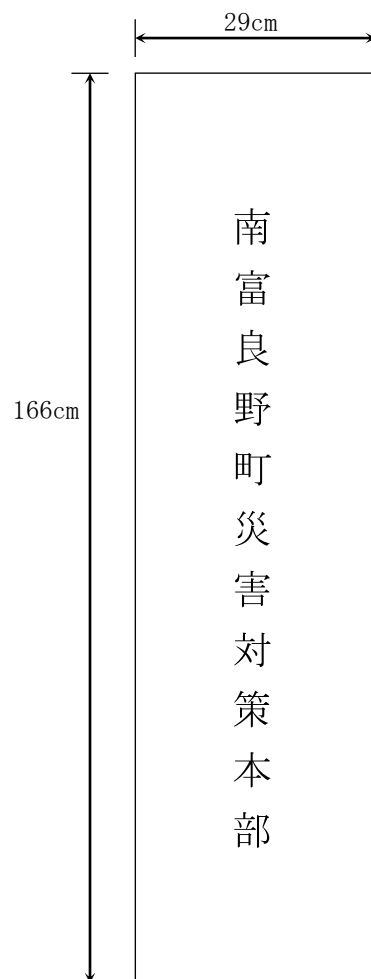
10 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ふらの農業協同組合 南富良野支店	南富良野町字幾寅 979 番地	0167-52-2005
南富良野町商工会	南富良野町字幾寅	0167-52-2605
南富良野町森林組合	南富良野町字幾寅	0167-52-2130
南富良野建設業協会	南富良野町字幾寅	0167-52-2605
南富良野町社会福祉協議会 (保健福祉センター みなくる内)	南富良野町字幾寅 708 番地	0167-39-7711
NPO 法人南富良野まちづくり観光協会	南富良野町字幾寅 1003 番地 44	0167-39-7000

11 近隣市町村（上川総合振興局管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川市	旭川市 6 条通 9 丁目 46 番地	0166-26-1111
士別市	士別市東 6 条 4 丁目 1 番地	0165-23-3121
名寄市	名寄市大通南 1 丁目 1 番地	01654-3-2111
富良野市	富良野市弥生町 1 番 1 号	0167-39-2300
鷹栖町	鷹栖町南 1 条 3 丁目 5 番 1 号	0166-87-2111
東神楽町	東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号	0166-83-2111
当麻町	当麻町 3 条東 2 丁目 11-1	0166-84-2111
比布町	比布町北町 1 丁目 2 番 1 号	0166-85-2111
愛別町	愛別町字本町 179 番地	01658-6-5111
上川町	上川町南町 180 番地	01658-2-1211
東川町	東川町東町 1 丁目 16 番 1 号	0166-82-2111
美瑛町	美瑛町本町 4 丁目 6 番 1 号	0166-92-1111
上富良野町	上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号	0167-45-6400
中富良野町	中富良野町本町 9 番 1 号	0167-44-2122
占冠村	占冠村字中央	0167-56-2121
和寒町	和寒町字西町 120 番地	0165-32-2421
剣淵町	剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2121
下川町	下川町幸町 63 番地	01658-4-2511
美深町	美深町字西町 18 番地	01656-2-1611
音威子府村	音威子府村字音威子府 444 番地 1	01655-5-3311
中川町	中川町字中川 337 番地	01658-7-2811
幌加内町	幌加内町字幌加内 4699 番地	0165-35-2121

○ 資料 1－2 災害対策本部揭示板



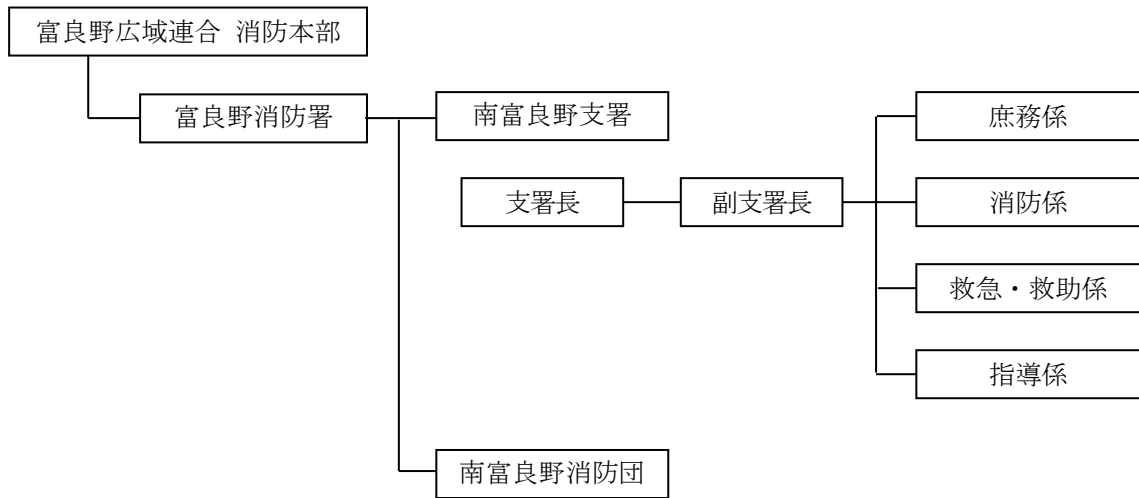
○ 資料 1－3 標 章



○ 資料 1－4 消防組織

1 組織体制

(令和元年 12 月現在)



2 現有機材及び水利施設

(令和元年 12 月現在)

※ 消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	4 台
	消防ポンプ自動車	1 台
	小型動力ポンプ付水槽車	1 台
	広報車	0 台
	搬送車	1 台
	救急自動車	1 台
※ 水利施設	消 火 栓 (公設) 単口	61 基
	消 火 栓 (公設) 双口	0 基
	防火水槽 (公設) 40t 以上	54 箇所
	防火水槽 (公設) 40t 未満	0 箇所

〔 災害履歴・気象等 〕

○ 資料 2－1 過去の災害の記録

年 月 日	種 別	被 害 状 況
明治 40 年 5 月 12 日	山火事	落合地区において発生
44 年 5 月 23 日	山火事	幾寅地区において発生
大正 8 年	山火事	1 週間燃え続け、民有林、官林焼失
11 年 6 月 27 日	霜	農作物
11 年 8 月 24 日 ～25 日	台風	空知川上流大水害、住宅、農作物、家畜、木材等流失、道路、橋梁、鉄道破損する被害を受ける。
12 年 7 月	霜	幾寅地区、農作物に大被害を受ける。
12 年 9 月	水害	空知川上流大水害
昭和 29 年 9 月 26 日	台風	森林倒木による大被害
36 年 7 月 26 日	大雨	住宅（流失 1 戸、床上浸水 9 戸、床下浸水 9 戸）、田畑（流失埋没 77.1 ha、冠水 45.1 ha）、道路決壊 8 箇所・堤防決壊 1 箇所、橋梁流失 3 箇所、橋梁破損 3 箇所、甚大なる被害を受ける。
37 年 8 月 3 日 ～4 日	台風	住宅（流失 48 戸、全壊 9 戸、半壊 58 戸、床上浸水 212 戸、床下浸水 221 戸）、田畑（流失埋没 525.5 ha）、家畜流失（豚 5 頭、にわとり 63 羽）、道路決壊 31 箇所、橋梁流失破損 25 箇所、木材流失 1,500 石等、災害救助法の適用を受ける。
45 年 1 月 31 日	豪雪	北落合地区孤立約 60 戸、トマム地区鉄道建設作業所・串内作業所 70 人、中トマム作業所 15 人孤立、国道途絶による一般通行車両立ち往生約 50 人（開町依頼の豪雪）
47 年 2 月 27 日	豪雪	国道途絶による一般通行車両立ち往生約 120 人
48 年 6 月	雹 豪雨	下金山、幾寅地区に降雹・豪雨により農作物に被害を受ける。
50 年 3 月 21 日	豪雪	国道途絶による一般通行車両立ち往生約 300 人
50 年 8 月 23 日	台風	台風 6 号猛威ふるう。 床上浸水 1 戸、床下浸水 10 戸、非住家被害 1 戸、畑流失埋没 0.3 ha、河川決壊 6 箇所、道路決壊 3 箇所、簡易水道被害 1 箇所
56 年 8 月 5 日	集中 豪雨	床上浸水 1 戸、床下浸水 2 戸、農業被害 119.33 ha、土木被害 [市町村工事（道路 11、橋梁 3）]、橋梁 3、沢土砂流失等 5、ニジマス種苗施設 1（被害甚大）
56 年 8 月 23 日	台風	住家一部破損 46 世帯 127 名 非住家被害、半壊 201 件 農作物（畑）101 ha、文教施設 2 被害総額 1,446,280 千円
平成 10 年 8 月 28 日 ～29 日	大雨	農業被害（畑）6.1 ha、排水路 6 土木被害（河川 1、道路 3、橋梁 1）被害総額 88,330 千円
13 年 9 月 10 日 ～12 日	大雨	床下浸水 10 戸、農業被害（田・畑）76.2 ha、土木被害（河川 5、道路 7、橋梁 2、法面崩壊 2） 被害総額 104,130 千円

年 月 日	種 別	被 害 状 況
平成 25 年 10 月 16 日 ～18 日	風雪害	断続的な降雪及び強風により、倒木、停電等の被害が発生 停電被害 1,489 世帯(約 3 時間～約 45 時間) 避難者計 123 名 農業被害 ハウス 27 棟、林業被害 倒木 138 件 405ha 等 被害総額 44,367 千円
28 年 8 月 29 日 ～31 日	台風 豪雨	台風 10 号の大雨に伴う空知川堤防の決壊等により、幾寅地区を中心とした浸水被害等が発生 住宅被害 一部損壊 12 戸、床上浸水 94 戸、床下浸水 115 戸 農業被害 農地 110 ha、農作物 276.3ha 土木被害 河川 1、道路 13、橋梁 3 被害総額 6,215,547 千円
30 年 9 月 6 日 ～31 日	地震 停電	胆振東部地震に伴う道内全域停電が発生 商工業者被害 28 件、農業被害 4 件、断水被害 50 戸 被害総額 22,538 千円

○ 資料 2-2 警報・注意報発表基準一覧表

(令和元年 5 月 29 日現在)

発表官署 旭川地方気象台

南富良野町		府県予報区		上川・留萌地方	
		一次細分区域		上川地方	
		市町村等をまとめた地域		上川南部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	130	
	洪水		流域雨量指数基準	空知川流域=26.8、トナシベツ川流域=24.3、ユクトラシュベツ川流域=5	
			複合基準*	－	
			指定河川洪水予報による基準	空知川上流〔布部〕	
	暴風		平均風速	16m/s	
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40cm	
	波浪		有義波高		
高潮		潮位			
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6	
			土壌雨量指数基準	81	
	洪水		流域雨量指数基準	空知川流域=21.4、トナシベツ川流域=19.4、ユクトラシュベツ川流域=4	
			複合基準*	空知川流域=（5、13.2）	
			指定河川洪水予報による基準	空知川上流〔布部〕	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm	
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		60mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧		視程	200m	
	乾燥		最小湿度 30％ 実効湿度 60％		
	なだれ		①24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温		4 月～6 月、8 月中旬～10 月：（平均気温）平年より 6℃以上低い 7 月～8 月上旬：（気温）14℃以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月：（最低気温）平年より 12℃以上低い		
	霜		最低気温 3℃以下		
着氷					
着雪		気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	90mm	

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

(注)

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

○ 資料 2－3 雨量及び水位の観測所

1 雨量観測所

河川名	観測所名	所在地	標高	管理者
空知川	狩勝	南富良野町字落合 2850 番地先 (国道38号線幾寅駅より約13km)	464m	国土交通省 札幌開発建設部
空知川	串内	南富良野町字落合 138 班小班 (空知川合流点より約7km)	483m	国土交通省 札幌開発建設部
空知川	金山ダム 管理所	空知郡南富良野町字金山 (札幌開発建設部空知川河川事務 所金山ダム管理支所)	347m	国土交通省 札幌開発建設部
シーソラプチ川	奥落合	南富良野町字落合 49 林小班 (空知川合流点より約25km)	732m	国土交通省 札幌開発建設部
トナシベツ川	奥十梨別	南富良野町十梨別国有林 36 お、 37 へい、42 イ、43 イに林小班 (空知川合流点より約10km)	396m	国土交通省 札幌開発建設部
幾寅川	北落合	南富良野町東幾寅3020番地 (空知川合流点より約7km)	565m	国土交通省 札幌開発建設部
幾寅川	幾寅	南富良野町幾寅 661 番地の 1 (幾寅駅付近)	360m	国土交通省 札幌開発建設部
その他	幾寅(気象)	南富良野町幾寅	350m	気象庁 旭川地方気象台
その他	金山(気象)	南富良野町金山地先	284m	気象庁 旭川地方気象台

2 水位観測所と基準水位

河川名	観測所名	観測地点 (所在地)	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	管理者
空知川	幾寅	南富良野町字 幾寅1889番 (大勝橋下流 200m)	355.30m	355.80m	356.20m	356.70m	国土交通省 札幌開発建設部
空知川	布部	富良野市字布 部(布部大橋 下流150m)	183.40m	184.00m	184.40m	184.80m	国土交通省 札幌開発建設部

○ 資料 2－4 水防警報指定河川及び水防警報区

1 国土交通大臣指定河川（実施機関：北海道開発局（札幌開発建設部））

指定河川		基準水位、 流量観測所	所在地	水防警報区	
水系	河川			左岸	右岸
石狩川	空知川	幾寅	南富良野町字幾寅 1889 番（大勝橋下流 200m）	自：南富良野町字幾寅 1889 番 至：南富良野町字幾寅 514 番	自：南富良野町字幾寅 480 番 至：南富良野町字幾寅地先
	空知川	布部	富良野市東町（布部大橋下流 150m）	自：南富良野町字金山事業区 83 林班地先、富士川合流点 至：富良野市字島の下 4590 番地先	自：南富良野町字金山 1 番の 40 地先、富士川合流点 至：富良野市字信濃沢 1286 番の 1 地先

2 知事指定河川（実施機関：上川総合振興局（旭川建設管理部））

指定河川		基準水位 観測所	所在地	水防警報区	
水系	河川			左岸	右岸
石狩川	空知川	幾寅	南富良野町字幾寅（大勝橋上流）	自：南富良野町字落合 462 番地先 至：南富良野町字幾寅 1889 番	自：南富良野町字落合 494 番地先 至：南富良野町字幾寅 480 番

○ 資料 2－5 水位周知河川及び水位周知区間

1 国土交通大臣指定河川（実施機関：北海道開発局（札幌開発建設部））

指定河川		水位周知 観測所	水位周知区間（地点）		避難判断水位	氾濫危険水位 相当換算水位 （特別警戒水位）
水系	河川		上流端	～ 下流端		
石狩川	空知川	幾寅 （大勝橋下流 200m）	左岸：南富良野町字幾寅 1889 番 右岸：南富良野町字幾寅 480 番	左岸：南富良野町字幾寅 514 番 右岸：南富良野町字幾寅地先	356. 2m	356. 7m

2 知事指定河川（実施機関：上川総合振興局（旭川建設管理部））

指定河川		基準水位 観測所	水位周知区間	避難判断水位	氾濫危険水位
水系	河川				
石狩川	空知川	幾寅 （大勝橋上流）	自：南富良野町字落合 462 番地先 至：南富良野町字幾寅 1889 番	355. 60m	356. 10m

○ 資料 2－6 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用に当たっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の 1 階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいもののほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

- (注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいもののほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

〔 災害危険区域等 〕

○ 資料 3 - 1 河川・水防区域・重要水防箇所

1 町内の河川

(1) 一級河川

河川番号	河川名	河川番号	河川名
5980	空知川	8865	シーソラブチ川
8700	ユクトラシュベツ川	8870	ベイユルシエベ川
8730	幾寅川		

(2) 普通河川

河川番号	河川名	河川番号	河川名
8410	下金山の沢川	8630	富士川
8420	神ノ沢川	8690	石灰川
8430	黄金沢の川	8701	松井川
8460	トナシベツ川	8720	浅野牧場沢川
8590	コガネ沢川	8800	内の沢川

2 水防区域

(令和元年 12 月現在)

番号	危 険 区 域						予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	水系名	河川名	流心 距離 (km)	危険区 域延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
1	東栄築堤	石狩川	一級 空知川	88.60～ 90.70	右岸 2,010	堤防高				
2	下金山 築堤	〃	一級 空知川	88.90～ 89.20	左岸 300	水衝洗掘				
3	東栄橋	〃	一級 空知川	90.07	—	工作物				
4	幾寅 1 号 樋門	〃	一級 空知川	116.00	左岸	〃				

3 市街地における低地帯の浸水予想区域

(令和元年 12 月現在)

番号	危 険 区 域				予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	場 所	危険区域 面積 (ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
1	下金山	東栄橋付近	左岸 600m	排水路狭小	3			畑 1ha
2	北落合	旧坂井英男宅	右岸 150m	溢水	0		町道幾寅落合線	
3	金山	営林町	左岸 50m	排水能力の小	5			
4	落合	川向	左岸 50m	排水能力の小	1			畑 0.1ha
5	落合	ルーマ	両岸 50m	排水能力の小	5			

4 重要水防箇所

(令和元年 12 月現在)

No.	河川名	左右岸	種 別	重点 区間	重要度	築堤名	距離標	延長	計画高 水位	計画築 堤高	現況築 堤高
1336	空知川	左岸	堤防高	○	A	山部第3 築堤	88.10～88.70	0.60	88.40	235.39	236.89
1363	空知川	右岸	堤防高	○	A	東栄築堤	88.50～89.00	0.50	88.80	236.97	238.47
1364	空知川	右岸	堤防高		A	東栄築堤	89.00～90.70	1.70	89.80	240.77	242.27
1380	空知川	右岸	堤防断面		A	東栄築堤	88.50～90.70	2.20	89.60	239.97	241.47
1396	空知川	—	工作物		A	旧下金山橋	88.94		237.44	238.94	241.03
1397	空知川	—	工作物		A	東栄橋	90.07		241.75	243.25	240.81
1398	空知川	—	工作物		B	水管橋	90.95		245.21	246.71	246.92
1399	空知川	—	工作物		B	村田橋	98.63		280.90	—	283.34

○ 資料 3-2 地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険溪流

1 地すべり危険箇所

(令和元年 12 月現在)

図表番号	箇所番号	箇所名	備考
地 001	243	金山	

2 土石流危険溪流

(令和元年 12 月現在)

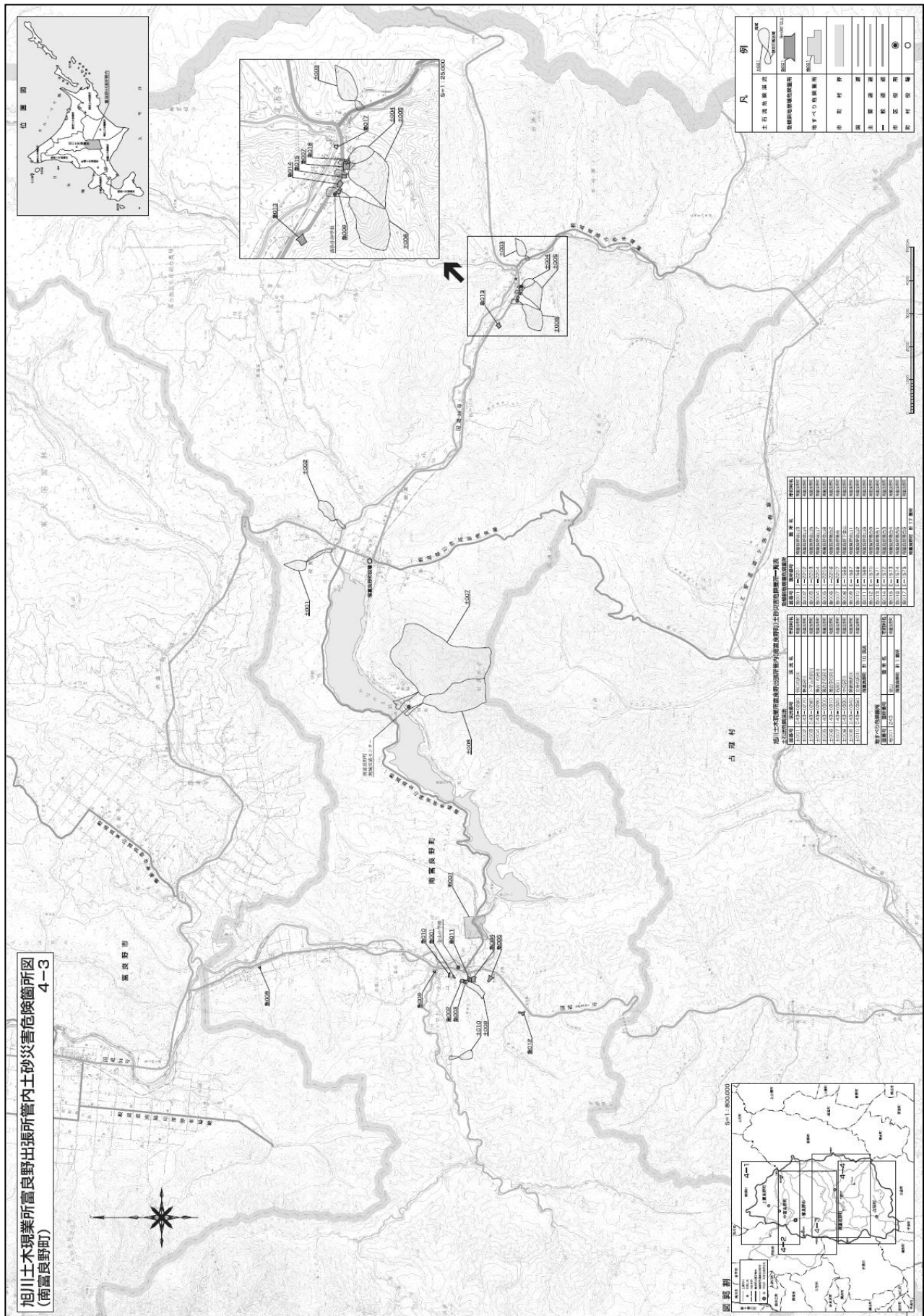
図表番号	箇所番号	箇所名	備考
土 001	Ⅱ 43-0260	谷口の沢川	
土 002	Ⅱ 43-0270	林道沢川	
土 003	Ⅱ 43-0280	トマムの沢川	
土 004	Ⅱ 43-0290	落合 1 の沢川	
土 005	Ⅱ 43-0300	落合 2 の沢川	
土 006	Ⅱ 43-0310	落合 3 の沢川	
土 007	Ⅱ 43-0320	石灰川	
土 008	Ⅱ 43-0330	中の沢川	
土 009	Ⅱ 43-0340	郵便局沢川	
土 010	Ⅱ 43-0350	立身の沢川	

3 急傾斜地崩壊危険箇所

(令和元年 12 月現在)

図表番号	箇所番号	箇所名	備考
急 001	I -2201	南富良野金山 3	
急 002	I -2202	南富良野金山 4	
急 003	I -2203	南富良野金山 5	
急 004	I -2204	南富良野金山 7	
急 005	I -2205	南富良野金山 8	
急 006	I -2206	南富良野落合 2	
急 007	I -2207	南富良野落合	
急 008	Ⅱ -1566	南富良野下金山	
急 009	Ⅱ -1567	南富良野金山 1	
急 010	Ⅱ -1568	南富良野金山 2	
急 011	Ⅱ -1569	南富良野金山 6	
急 012	Ⅱ -1570	南富良野金山 9	
急 013	Ⅱ -1571	南富良野落合 1	
急 014	Ⅱ -1572	南富良野落合 3	
急 015	Ⅱ -1573	南富良野落合 4	
急 016	Ⅱ -1574	南富良野落合 5	
急 017	Ⅱ -1575	南富良野落合 6	

4 土砂災害危険箇所位置図（旭川建設管理部）



(参考) 災害危険区域現地調査による土砂災害危険箇所

参考までに、災害危険区域現地調査（平成 19 年実施）による土砂災害危険箇所に該当する箇所は、次のとおりである。

(1) 地すべり危険箇所

番号	危険区域の現況			予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他
1	金山	金山	25.6			道道	J R 250m
2	下金山	市街地	1	7			畑 10ha
3	落合	市街地	153m	11		国道	
4	金山	神社北	115m	8		町道	
5	〃	市街地	95m	6		国道	

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	危険区域の現況			予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他
1	幾寅	幾寅川ー1	4			町道	
2	北落合	シーソラプチ川ー1	2			〃	
3	〃	シーソラプチ川ー2	3			〃	
4	〃	シーソラプチ川ー3	3			〃	
5	〃	シーソラプチ川ー4	2			〃	
6	〃	シーソラプチ川ー5	3			〃	
7	〃	シーソラプチ川ー6	2		4	〃	
8	幾寅	幾寅川ー2	3	60	1	〃	
9	〃	幾寅川ー3	3	20	1	〃	
10	〃	幾寅川ー4	3			〃	
11	北落合	シーソラプチ川ー7	4			〃	
12	落合	二の沢川	2			林道	
13	〃	公住の沢	1	30		国道	
14	落合	消防の沢	4	60	4	国道	

番号	危険区域の現況			予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	その他
15	〃	安済の沢	3	60	1	〃	
16	〃	水道の沢	4	20	1	〃	
17	〃	川向	2			林道	
18	東鹿越	信号所 A	2		1	町道	
19	〃	信号所 B	1		1	〃	
20	〃	信号所 C	1		1	〃	
21	〃	王子境界	3		2	〃	
22	下金山	黄金の沢 1	2	1		〃	
23	〃	黄金の沢 2	3			〃	
24	〃	黄金の沢 3	3			町道	
25	金山	高台 1	1			〃	
26	〃	高台 2	1			〃	
27	落合	高台 3	2	1		〃	
28	〃	公住	2	1		〃	
29	〃	営林署裏	2	6		国道	
30	落合	不二	3	4		町道	
31	下金山 133 林班	東郷の沢	1			〃	
32	東鹿越 143 林班	奥の沢	2			林道	
33	金山 12 林班	12 林班	6			〃	
34	金山 15 林班	15 林班	4			〃	
35	金山 16 林班	16 林班	3			〃	
36	金山 31 林班	31 林班	2			林道	
37	金山 61 林班	61 林班	8			〃	
38	金山 68 林班	幌加沢	3			国道	
39	落合 31 林班	シーソラブチ川ー1	3			林道	
40	落合 31 林班	シーソラブチ川ー2	3			〃	

番号	危険区域の現況			予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	その他
41	〃	シーソラプチ川ー3	4			町道	
42	落合 32 林班	シーソラプチ川ー4	1			林道	
43	〃	シーソラプチ川ー5	6			〃	
44	東鹿越 14 林班	富士川	4			道道	

(3) 土石流危険箇所

番号	危険区域の現況							予 想 さ れ る 被 害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定 地指定 番号 年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
					溪流長 (km)	面積 (ha)					
1	下金山	石狩川	空知川	神社の沢	1	5		10	1	国道	
2	下金山	石狩川	空知川	清水の沢	0.5	2		10	2	国道	
3	下金山	石狩川	空知川	学校の沢	1.5	9		10	2	国道	
4	下金山	石狩川	空知川	小貫の沢	1.2	7		10	1	国道	
5	下金山	石狩川	空知川	神の沢	2.5	23		5	1	国道	
6	下金山	石狩川	空知川	下金山 A	0.5	2		5	1	国道	
7	下金山	石狩川	空知川	下金山 B	0.5	2		5	1	国道	
8	下金山	石狩川	空知川	下金山 C	1.2	5		5	1	国道	
9	下金山	石狩川	空知川	黄金沢	2	12		5	1	国道	
10	下金山	石狩川	空知川	6 線川	2	18		5	1	国道	
11	下金山	石狩川	空知川	国道の沢	0.3	1		3	1	国道	
12	金山	石狩川	空知川	公住の沢	2	6		5	1	国道	
13	東鹿越	石狩川	空知川	中の沢川	0.7	3		10	1	町道	
14	東鹿越	石狩川	空知川	鉄道の沢	1	3			1	町道	

番号	危険区域の現況							予 想 さ れ る 被 害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定 地指定 番号 年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
					溪流長 (km)	面積 (ha)					
15	幾寅	石狩川	空知川	内藤 A 沢	0.3	1		5		町道	
16	幾寅	石狩川	空知川	内藤 B 沢	0.7	1		5		町道	
17	幾寅	石狩川	空知川	松井の沢	0.7	2		3	1	国道	
18	幾寅	石狩川	空知川	山畔 A 沢	0.9	3		5		町道	
19	幾寅	石狩川	空知川	山畔 B 沢	0.4	1		5		町道	
20	幾寅	石狩川	空知川	山畔 C 沢	0.7	2		5		町道	
21	幾寅	石狩川	空知川	山畔 D 沢	0.9	1		5		町道	
22	幾寅	石狩川	空知川	伊勢団体 A	0.3	1		10		道道	
23	幾寅	石狩川	空知川	伊勢団体 B	0.6	2		10		道道	
24	幾寅	石狩川	空知川	伊勢団体 C	0.2	1		5		道道	
25	幾寅	石狩川	空知川	伊勢団体 D	0.8	1		10		道道	
26	幾寅	石狩川	空知川	伊勢団体 E	0.8	1		10		道道	
27	幾寅	石狩川	空知川	伊勢団体 F	0.7	2		5		道道	
28	幾寅	石狩川	空知川	伊勢団体 G	0.8	4		5		町道	
29	幾寅	石狩川	空知川	伊勢団体 H	1.2	7		5		町道	
30	幾寅	石狩川	空知川	浅野牧場 A	1.2	7		5		町道	
31	幾寅	石狩川	空知川	浅野牧場 B	1	8		3		町道	
32	幾寅	石狩川	空知川	久住の沢	0.7	2		3		町道	
33	幾寅	石狩川	空知川	イクトテ シベツ川 A	0.7	3		3		道道	

番号	危険区域の現況							予 想 さ れ る 被 害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定 地指定 番号 年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
					溪流長 (km)	面積 (ha)					
34	幾寅	石狩川	空知川	イクトテ シベツ川 B	0.5	2		3		道道	
35	落合	石狩川	空知川	学校の沢	0.3	1		10	4	国道	
36	落合	石狩川	空知川	寺の沢	0.4	1		15	5	国道	
37	落合	石狩川	空知川	安済の沢	0.2	1		15	5	国道	
38	落合	石狩川	空知川	製材所の 沢	0.7	2		10	5	国道	
39	落合	石狩川	空知川	川向の沢	0.5	2		5		町道	
40	北落合	石狩川	空知川	パイロット A	2.5	23		3		町道	
41	北落合	石狩川	空知川	パイロット B	2.3	14		3		町道	
42	北落合	石狩川	空知川	パイロット C	1.6	7		3		町道	
43	北落合	石狩川	空知川	シーソラ ブチ川 A	0.5	2		2		町道	
44	北落合	石狩川	空知川	シーソラ ブチ川 B	0.6	2		2		町道	
45	北落合	石狩川	空知川	シーソラ ブチ川 C	0.5	1		2		町道	
46	金山	石狩川	空知川	黄金沢川	1.5	11		40	5	町道	
47	金山 133 林班	石狩川	空知川	駅の沢	0.5	2		40	5	国道	
48	下金山 133 林班	石狩川	空知川	東栄の沢	0.5	2		2		町道	
49	下金山 133 林班	石狩川	空知川	下清水沢	0.6	2		2		町道	
50	下金山 133 林班	石狩川	空知川	清水の沢	0.7	2		3		町道	
51	下金山 136 林班	石狩川	空知川	下富士川 の沢	1.5	5		2	1	町道	
52	下金山 137 林班	石狩川	空知川	青雲の沢	0.7	3		1		農道	

番号	危険区域の現況							予 想 さ れ る 被 害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定 地指定 番号 年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
					溪流長 (km)	面積 (ha)					
53	下金山 138 林班	石狩川	空知川	金山 1 の 沢	1.2	4			1	国道	
54	下金山 138 林班	石狩川	空知川	金山 2 の 沢	0.6	1		1	1	国道	
55	下金山 138 林班	石狩川	空知川	金山 3 の 沢	0.9	2		1	1	国道	
56	東鹿越 139 林班	石狩川	空知川	岩の沢	1.3	2			1	道道	
57	東鹿越 140 林班	石狩川	空知川	富士川の 沢	5	30			1	道道	
58	東鹿越 145 林班	石狩川	空知川	トナシュ ベツ川	1.2	2			1	道道	
59	東鹿越 145 林班	石狩川	空知川	鹿越の沢	0.6	1			1	道道	
60	東鹿越 148 林班	石狩川	空知川	148 の沢	1.2	4			1	道道	
61	東鹿越 149 林班	石狩川	空知川	149 の沢	0.9	3			1	道道	
62	東鹿越 140 林班	石狩川	空知川	東 3 の沢	0.8	2			1	林道	
63	東鹿越 142 林班	石狩川	空知川	東 4 の沢	0.9	3			1	林道	
64	東鹿越 142 林班	石狩川	空知川	東 5 の沢	0.7	2			1	林道	
65	東鹿越 139 林班	石狩川	空知川	139 林班 沢	0.5	1			1	林道	
66	東鹿越 139 林班	石狩川	空知川	西二沢	0.8	3			1	林道	
67	東鹿越 141 林班	石狩川	空知川	西三沢	1.1	4				林道	
68	東鹿越 143 林班	石狩川	空知川	西四沢	0.4	1				林道	
69	東鹿越 143 林班	石狩川	空知川	西五沢	0.7	1				林道	
70	東鹿越 143 林班	石狩川	空知川	奥の沢	0.3	1				林道	
71	東鹿越 140 林班	石狩川	空知川	東一沢	0.5	1			1	林道	

番号	危険区域の現況							予 想 さ れ る 被 害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定 地指定 番号 年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
					溪流長 (km)	面積 (ha)					
72	東鹿越 140 林班	石狩川	空知川	140 林班 1 沢	0.3	1			1	林道	
73	東鹿越 140 林班	石狩川	空知川	140 林班 2 沢	0.2	1			1	林道	
74	東鹿越 140 林班	石狩川	空知川	140 林班 3 沢	0.3	1			1	林道	
75	東鹿越 144 林班	石狩川	空知川	東六沢	0.8	2				林道	
76	東鹿越 144 林班	石狩川	空知川	東七沢	0.8	2				林道	
77	東鹿越 140 林班	石狩川	空知川	東二沢	0.5	2			1	林道	
78	東鹿越	石狩川	空知川	石灰川	0.3	4	H8.8.13 1681 号	50	4	町道	
79	東鹿越	石狩川	空知川	中の沢川				6	1		
80	落合	石狩川	空知川	落合 3 の 沢川			H7.2.13 215 号 H8.8.13 1681 号	2	2		
81	金山 1 林班	石狩川	空知川	下金山の 沢	2	3		11	2	国道	
82	金山 2 林班	石狩川	空知川	神無沢	2.1	4		7		国道	
83	金山 12 林班	石狩川	空知川	12 林班沢	0.8	1				林道	
84	金山 13 林班	石狩川	空知川	四の沢	2	5				林道	
85	金山 16 林班	石狩川	空知川	石輪沢	1.4	3				林道	
86	金山 17 林班	石狩川	空知川	惜春沢	1.1	2				林道	
87	金山 31 林班	石狩川	空知川	高間沢	1.2	2				林道	
88	金山 36 林班	石狩川	空知川	36 林班沢	0.8	2				林道	
89	金山 37 林班	石狩川	空知川	枝花の沢	1.2	7				林道	
90	金山 60 林班	石狩川	空知川	積雪の沢	0.4	1				林道	

番号	危険区域の現況							予 想 さ れ る 被 害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定 地指定 番号 年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
					溪流長 (km)	面積 (ha)					
91	金山 65 林班	石狩川	空知川	出代沢	0.7	1		1		町道	
92	金山 65 林班	石狩川	空知川	浪金沢	0.6	1		4		町道	
93	金山 67 林班	石狩川	空知川	黄金沢	1.8	8		23	1	国道	
94	金山 68 林班	石狩川	空知川	68 林班	0.3	1		11		国道	
95	金山 68 林班	石狩川	空知川	鳴子沢	0.6	1		1		国道	
96	金山 68 林班	石狩川	空知川	パンケヤ アラ川 支流	0.4	1				国道	
97	金山 69 林班	石狩川	空知川	幌加沢	2.4	14				国道	
98	金山 74 林班	石狩川	空知川	74 林班左 沢	0.6	1				国道	
99	金山 74 林班	石狩川	空知川	74 林班右 沢	0.6	1				国道	
100	金山 74 林班	石狩川	空知川	宇佐美沢	1	2				国道	
101	金山 76 林班	石狩川	空知川	76 林班	0.4	1				国道	
102	金山 77 林班	石狩川	空知川	石楠花沢	1.4	6				国道	
103	金山 79 林班	石狩川	空知川	79 林班 左沢	1	2				国道	
104	金山 79 林班	石狩川	空知川	79 林班 中沢	0.9	1				国道	
105	金山 79 林班	石狩川	空知川	79 林班 右沢	0.8	1				国道	
106	金山 82 林班	石狩川	空知川	82 林班	0.6	1			1		
107	金山 82 林班	石狩川	空知川	千草沢	0.6	1			1		
108	金山 68 林班	石狩川	空知川	給水沢	0.6	1		12	1	国道	
109	落合 30 林班	石狩川	空知川	シーソラ プチ川	0.3	2				林道	

○ 資料 3-3 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(令和元年 12 月現在)

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
土石流	東鹿越	中の沢川	II-43-0330	平成 27 年 9 月 24 日	○	○
急傾斜地の崩壊	落合	南富良野落合	I-4-64-2207	平成 27 年 9 月 24 日	○	○
土石流	東鹿越	石灰川	I-43-0320	平成 27 年 9 月 24 日	○	-
土石流	落合	トマの沢川	II-43-0280	平成 27 年 9 月 24 日	○	○
急傾斜地の崩壊	落合	南富良野落合 1	II-4-55-1571	平成 27 年 8 月 28 日	○	○
急傾斜地の崩壊	落合	南富良野落合 2	I-4-63-2206	平成 27 年 8 月 28 日	○	○
急傾斜地の崩壊	落合	南富良野落合 3	II-4-56-1572	平成 27 年 8 月 28 日	○	○
急傾斜地の崩壊	落合	南富良野落合 4	II-4-57-1573	平成 27 年 8 月 28 日	○	-
急傾斜地の崩壊	落合	南富良野落合 5	II-4-58-1574	平成 27 年 8 月 28 日	○	○
急傾斜地の崩壊	落合	南富良野落合 6	II-4-59-1575	平成 27 年 8 月 28 日	○	○
土石流	落合	落合 2 の沢川	I-43-0300	平成 27 年 8 月 28 日	○	-
土石流	落合	落合 3 の沢川	I-43-0310	平成 27 年 8 月 28 日	○	-
急傾斜地の崩壊	金山	南富良野金山 1	II-4-51-1567	平成 22 年 12 月 21 日	○	○
急傾斜地の崩壊	金山	南富良野金山 2	II-4-52-1568	平成 22 年 12 月 21 日	○	○
急傾斜地の崩壊	金山	南富良野金山 3	I-4-58-2201	平成 22 年 12 月 21 日	○	○
急傾斜地の崩壊	金山	南富良野金山 4	I-4-59-2202	平成 22 年 12 月 21 日	○	○
急傾斜地の崩壊	金山	南富良野金山 5	I-4-60-2203	平成 22 年 12 月 21 日	○	○
急傾斜地の崩壊	金山	南富良野金山 6	I-4-53-1569	平成 22 年 12 月 21 日	○	○
急傾斜地の崩壊	金山	南富良野金山 7	I-4-61-2204	平成 22 年 12 月 21 日	○	○
急傾斜地の崩壊	金山	南富良野金山 8	I-4-62-2205	平成 22 年 12 月 21 日	○	○
土石流	金山	立身の沢川	II-43-0350	平成 22 年 12 月 21 日	○	-
土石流	金山	郵便局の沢川	II-43-0340	平成 22 年 12 月 21 日	○	-
土石流	落合	落合 1 の沢川	II-43-0290	平成 22 年 6 月 1 日	○	-
指定箇所計					23	16

○ 資料 3－4 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

(令和元年 12 月現在)

市区町村名	字名	危険地区名	備考
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-山-001	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-山-002	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-山-003	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-山-004	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-山-005	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-山-006	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-山-007	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-山-008	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-山-009	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-山-010	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-山-011	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-山-012	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-山-013	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-山-014	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-山-015	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-山-016	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-山-017	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-山-018	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-山-019	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-山-020	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-山-021	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-山-022	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-山-023	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-山-024	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-山-025	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-山-026	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-山-027	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-山-028	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-山-029	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-山-030	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-山-031	

2 地すべり崩壊危険地区

(令和元年 12 月現在)

市区町村名	字名	危険地区名	備考
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-地-001	

3 崩壊土砂流出危険地区

(令和元年 12 月現在)

市区町村名	字名	危険地区名	備考
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-001	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-002	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-003	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-004	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-005	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-006	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-007	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-008	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-009	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-010	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-011	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-012	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-崩-013	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-崩-014	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-015	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-016	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-017	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-018	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-019	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-020	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-021	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-022	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-023	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-024	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-025	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-026	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-027	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-028	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-029	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-030	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-031	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-032	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-033	
空知郡南富良野町	字幾寅	南富良野町-崩-034	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-崩-035	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-崩-036	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-崩-037	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-崩-038	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-崩-039	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-崩-040	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-崩-041	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-崩-042	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-崩-043	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-崩-044	
空知郡南富良野町	字北落合	南富良野町-崩-045	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-046	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-048	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-049	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-050	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-051	
空知郡南富良野町	字下金山	南富良野町-崩-052	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-053	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-054	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-055	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-056	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-057	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-崩-058	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-崩-059	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-崩-060	
空知郡南富良野町	字東鹿越	南富良野町-崩-061	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-062	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-063	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-064	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-065	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-066	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-067	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-068	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-069	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-070	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-071	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-072	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-073	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-074	
市区町村名	字名	危険地区名	備考
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-075	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-076	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-077	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-078	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-079	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-080	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-081	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-082	
空知郡南富良野町	字落合	南富良野町-崩-083	
空知郡南富良野町	字金山	南富良野町-崩-084	

○ 資料 3－5 危険物所在一覧

(令和元年 12 月現在)

番号	施設の名称	製造所等の区分	所 在	貯蔵又は取扱危険物	
				品 名	最大数量
1	旭川石油株式会社幾寅ステーション	給油取扱所	南富良野町字幾寅	第 1 石油類 (ガソリン) 第 2 石油類 (軽 油) 第 2 石油類 (灯 油) 計	10,000 10,000 9,500 29,500
		屋内貯蔵所	南富良野町字幾寅	第 2 石油類 (軽 油) 第 3 石油類 (重 油) 第 4 石油類 (オイル) 計	2,600 8,000 2,100 12,700
		移動タンク貯蔵所 (旭 800 さ 2988)	南富良野町字幾寅	第 2 石油類 (軽 油)	3,800
		移動タンク貯蔵所 (旭 88 そ 5724)	南富良野町字幾寅	第 2 石油類 (軽 油)	3,000
2	ホクレン南富良野給油所	給油取扱所	南富良野町字幾寅	第 1 石油類 (ガソリン) 第 2 石油類 (軽 油) 第 2 石油類 (軽 油) 第 2 石油類 (灯 油) 第 3 石油類 (廃 油) 計	20,000 20,000 30,000 30,000 1,890 101,890
	ふらの農業協同組合南富良野支所	屋内貯蔵所	南富良野町字幾寅	第 4 石油類 (潤滑油)	12,000
	ふらの農業協同組合南富良野支所	地下タンク貯蔵所	南富良野町字落合	第 2 石油類 (灯 油)	5,200
	ふらの農業協同組合南富良野乾燥施設	一般取扱所	南富良野町字下金山	第 2 石油類 (灯 油)	1,300
		地下タンク貯蔵所	南富良野町字下金山	第 2 石油類 (灯 油)	5,000
	シレラ富良野	屋外タンク貯蔵所	南富良野町字幾寅	第 2 石油類 (灯 油)	20,000
		一般取扱所	南富良野町字幾寅	第 2 石油類 (灯 油)	6,636
		一般取扱所	南富良野町字幾寅	第 2 石油類 (灯 油)	6,825
3	王子木材緑化株式会社東鹿越鉱業所	給油取扱所	南富良野町字東鹿越	第 2 石油類 (軽 油) 第 2 石油類 (軽 油)	960 960
		地下タンク貯蔵所		第 3 石油類 (重 油)	20,000
		屋内タンク貯蔵所		第 3 石油類 (重 油)	10,000

番号	施設の名称	製造所等の区分	所 在	貯蔵又は取扱危険物	
				品 名	最大数量
4	日鉄鉱業株式会社 東鹿越鉱業所	給油取扱所	南富良野町字東鹿越	第2石油類（軽油） 第4石油類（油脂） 計	10,000 3,000 13,000
		屋外タンク貯蔵所		第3石油類（重油）	10,000
5	株式会社高橋商会	一般取扱所	南富良野町字幾寅	第2石油類（灯油）	10,000
		移動タンク貯蔵所 （旭川88そ5457）		第2石油類（軽油）	2,000
6	南富良野小学校	地下タンク貯蔵所	南富良野町字幾寅	第3石油類（重油）	8,000
7	南富良野中学校	地下タンク貯蔵所	南富良野町字幾寅	第2石油類（灯油） 第3石油類（重油）	2,000 8,000
8	旧地域交流センター	地下タンク貯蔵所	南富良野町字東鹿越	第2石油類（灯油）	5,000
9	旧金山小学校	地下タンク貯蔵所	南富良野町字金山	第3石油類（重油）	7,000
10	南富良野西小学校	地下タンク貯蔵所	南富良野町字下金山	第3石油類（重油）	7,000
11	旧落合小学校	地下タンク貯蔵所	南富良野町字落合	第3石油類（重油）	7,000
12	旧北落合小学校	地下タンク貯蔵所	南富良野町字北落合	第2石油類（灯油）	2,000
13	南富良野木材 産業(株)	移動タンク貯蔵所 （旭川88そ1225）	南富良野町字幾寅	第2石油類（軽油）	4,000
14	南富良野町 物産センター	地下タンク貯蔵所	南富良野町字幾寅	第3石油類（重油）	5,000
15	国設南富良野 スキー場ロッジ	地下タンク貯蔵所	南富良野町字幾寅	第2石油類（灯油）	7,000
16	かなやま湖 保養センター	地下タンク貯蔵所	南富良野町字東鹿越	第2石油類（灯油）	5,000
17	かなやま湖 ログホテルラーチ	地下タンク貯蔵所	南富良野町字東鹿越	第3石油類（重油）	6,000
18	金山地区コミュニ ティセンター	地下タンク貯蔵所	南富良野町字金山	第2石油類（灯油）	5,000
19	特別養護老人ホーム 「一味園」	地下タンク貯蔵所	南富良野町字幾寅	第3石油類（重油）	7,000
20	障がい者支援施設 南富良野からまつ園	地下タンク貯蔵所	南富良野町字幾寅	第2石油類（灯油）	5,000
21	陸上自衛隊 第4特科群	地下タンク貯蔵所	南富良野町字幾寅 落合岳	第2石油類（軽油）	6,000
22	金山ダム管理支所	地下タンク貯蔵所	南富良野町字金山	第3石油類（重油） 第3石油類（重油）	5,000 5,000
23	障がい者支援施設 南富良野こざくら園	地下タンク貯蔵所	南富良野町字幾寅	第2石油類（灯油）	5,000
24	陸上自衛隊 第4特科群	地下タンク貯蔵所	南富良野町字幾寅 落合岳	第2石油類（軽油）	6,000
25	(株) 吉 岡	給油取扱所	南富良野町字幾寅	第2石油類（軽油） 第2石油（灯油） 第1石油類（ガソリン）	20,000 10,000 10,000
		移動タンク貯蔵所		第2石油類（軽油） 第2石油類（灯油）	2,000 1,000

〔 避難・通信等 〕

○ 資料 4－1 避難施設

1 指定避難所・指定緊急避難場所

(令和 2 年 3 月現在)

No.	地区名	施設名	施設区分	所在地	施設面積 (㎡)	受入人員	指定避難所	指定緊急避難場所	災害への対応力					
									水害	土砂災害	雪害	地震災害	火山災害	大規模火災
1	北落合	北落合除雪管理センター	公共集合施設	字北落合 159 番地	203	62	●	●	○	○	○	○	○	○
2	落合	落合地区多目的センター	公共集合施設	字落合 1180 番 7	341	103	●	●	○	○	○	○	○	○
3		南富良野小学校	校舎	字幾寅 844 番地	7,036	213	●	●	○	○	○	○	○	○
			体育館		436	132	●	●	○	○	○	○	○	○
4	幾寅	南富良野中学校	校舎	字幾寅 1052 番地	402	121	●	●	○	○	○	○	○	○
			体育館		515	156	●	●	○	○	○	○	○	○
5		道の駅南ふらの	公共集合施設	字幾寅 687 番地	376	114	●	●	×	○	○	○	○	○
6	金山	金山地区福祉交流センター	福祉施設	字金山 585 番地 1	151	46	●	●	○	○	○	○	○	○
7		金山地区コミュニティセンター	公共集合施設	字金山 998 番地 3	518	157	●	●	○	○	○	○	○	○
8		南富良野西小学校	校舎	字下金山 944 番地	148	45	●	●	○	○	○	○	○	○
			体育館		515	156	●	●	○	○	○	○	○	○
9	下金山	下金山地区多目的センター	公共集合施設	字下金山 800 番 2、800 番 3、805 番	317	96	●	●	○	○	○	○	○	○
10		介護老人福祉施設「ふくしあ」	福祉施設	字金山 586 番地 4	321	97	●	●	○	○	○	○	○	○

2 福祉避難所

(令和元年 12 月現在)

No.	地区名	施設名	施設区分	所在地	施設面積 (㎡)	受入人員
1	幾寅	情報プラザ	公共集合施設	幾寅 1003 番地 4	286	86

○ 資料 4－2 洪水浸水想定区域における警戒避難体制

(令和元年 12 月現在)

No.	浸水想定区域			情報伝達 担 当	情報伝達手段	避 難 先
	水系名	河川名	地 区			
1	石 狩 川	空知川	落 合	企 画 課	・ 広報車 ・ 電 話 ・ 緊急速報メール ・ 消防遠隔吹鳴装置 ・ 訪 問	落合地区多目的センター
2		空知川	幾 寅			南富良野小学校・中学校
3		空知川	下金山			下金山地区多目的センター ・ 南富良野西小学校
4		シーソラプチ川	落 合			落合地区多目的センター

(備考) 避難路、避難経路等については、洪水ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。

○ 資料 4－3 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

(令和元年 12 月現在)

No.	土砂災害警戒区域			情報伝達 担 当	情報伝達手段	避 難 先
	現象名	地 域	区域番号			
1	土石流	東鹿越	II-43-0330 I-43-0320	企 画 課	・ 広報車 ・ 電 話 ・ 緊急速報メール ・ 消防遠隔吹鳴装置 ・ 訪 問	南富良野小学校
2	土石流	落 合	II-43-0280 I-43-0300 I-43-0310 II-43-0290			落合地区多目的センター
3	土石流	金 山	II-43-0350 II-43-0340			金山地区 コミュニティセンター
4	急傾斜地 の崩壊	落 合	I-4-64-2207 II-4-55-1571 I-4-63-2206 II-4-56-1572 II-4-57-1573 II-4-58-1574 II-4-59-1575			落合地区多目的センター
5	急傾斜地 の崩壊	金 山	II-4-51-1567 II-4-52-1568 I-4-58-2201 I-4-59-2202 I-4-60-2203 I-4-53-1569 I-4-61-2204 I-4-62-2205			金山地区 コミュニティセンター

○ 資料４－４ 要配慮者利用施設

(令和元年 12 月現在)

施 設 名	所在地	連絡先	洪水浸水 想定	土砂災害 警戒区域	避難先
特別養護老人ホーム 一味園	南富良野町 字幾寅528-1	TEL:52-2919 FAX:39-7023 (施設長)	○ (空知川)	—	情報プラザ
特別養護老人ホーム ふくしあ	南富良野町 字金山526-4	TEL:38-3800	—	—	
南富良野町デイサービスセンター ゆうゆう	南富良野町 幾寅528-1	TEL:39-7022	—	—	
障がい者支援施設 南富良野からまつ園	南富良野町 字幾寅528-2	TEL:52-3000 FAX: 52-2088 (施設長)	○ (空知川)	—	からまつ園2階
障がい者支援施設 南富良野こざくら園	南富良野町 字幾寅528-5	TEL:52-3007 FAX: 52-2802 (施設長)	○ (空知川)	—	からまつ園3階
障がい福祉サービス事業所 なんぷ〜香房	南富良野町 字幾寅695-2	TEL:39-7575 FAX:52-2300 (施設長)	○ (空知川)	—	安全な場所の グループホーム
高齢者生活福祉センター くるみ園	南富良野町 字幾寅528	TEL: 52-3211 (社会福祉協議会)	○ (空知川)	—	情報プラザ
南富良野町立幾寅保育所	南富良野町 字幾寅	TEL:52-2315	—	—	
南富良野町立金山保育所	南富良野町 字金山	TEL:54-2637	—	—	

(備考) 洪水予報、水位到達情報等の伝達は、保健福祉課から電話・FAXにより伝達する。

○ 資料 4－5 避難勧告等の判断基準

1 避難準備・高齢者等避難開始

区 分		判 断 基 準
河川氾濫・浸水	空知川	【落合地区・幾寅地区】 1 幾寅水位観測所（大勝橋上流）の水位が避難判断水位である355.60mに到達した場合 2 幾寅水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①北落合橋危機管理水位計の水位が急激に上昇している場合 ②空知川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 【金山地区・下金山地区】 1 金山ダムで異常洪水時防災操作を実施する可能性がある旨の情報を入手した場合 2 下金山危機管理水位計(KP89.8 右岸)の水位が危険水位を超え、引き続き上昇している場合 【共 通】 1 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 2 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	その他の河川	1 町域における大雨警報（浸水害）発表後も引き続き降雨が予想され、河川巡視の際に著しい増水がみられたとき。 2 町域における洪水注意報発表後も引き続き降雨が予想され、河川巡視の際に著しい増水がみられたとき。 3 一連の状況等を総合的に判断し、避難行動要支援者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	土砂災害	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）したとき。 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨が言及されているとき。
その他の災害		1 災害の状況から、避難行動要支援者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

2 避難勧告

区 分		判 断 基 準
河川氾濫・浸水	空知川	【落合地区・幾寅地区】 1 幾寅水位観測所（大勝橋上流）の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である 356.10m に到達した場合 2 幾寅水位観測所の水位が避難判断水位を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①北落合橋危機管理水位計の水位が急激に上昇している場合 ②空知川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 【金山地区・下金山地区】 1 金山ダムで異常洪水時防災操作を実施（3 時間以上後）する旨の情報を入手した場合 2 下金山危機管理水位計（KP89.8 右岸）の水位が危険水位を超えて急激に上昇し、氾濫開始水位に至るおそれがある場合 【共 通】 1 異常な漏水・侵食等が発見された場合 2 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	その他の河川	1 町域において、記録的短時間大雨情報（1 時間雨量 90mm）、又は大雨特別警報が発表されたとき。 2 町域における洪水警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川巡視の際に著しい増水がみられるとき。 3 河川管理施設の異常を確認したとき。 4 一連の状況を総合的に判断し、住民等に安全な場所へ避難させる必要があると判断されるとき。
土砂災害		1 土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報〔土砂災害〕）が発表されたとき。 2 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル 4 相当情報〔土砂災害〕）したとき。 3 近隣で前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
その他の災害		1 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 2 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

3 避難指示（緊急）

区 分		判 断 基 準
河川氾濫・浸水	空知川	【落合地区・幾寅地区】 幾寅水位観測所（大勝橋上流）の水位が計画高水位である 357.81m に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 【金山地区・下金山地区】 1 金山ダムで異常洪水時防災操作を実施（3 時間未満後）する旨の情報入手した場合 2 下金山危機管理水位計（KP89.8 右岸）の水位が急激に上昇し、氾濫開始水位に至ることが明らかな場合 【共 通】 1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する。）
	その他の河川	1 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。
土砂災害		1 土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル 4 相当情報〔土砂災害〕）したとき。 2 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき。
その他の災害		1 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき。

○ 資料 4－6 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度 5 弱以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表 1 の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表 2 の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表 2 の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に別表 2 の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表 3 の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表 2 の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 4 のとおりとする。

別表 1：別記第 5 号様式 災害情報

別表 2：別記第 6 号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）

別表 3：（北海道仕様様式のため略）

別表 4：資料 4-7 被害状況判定基準

○ 資料 4－7 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者 (1) 死者欄の (2) (3) を参照
	重 傷 者	災害のため負傷し、1 か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のある者 (1) 死者欄の (2) (3) を参照
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1 か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のある者 (1) 死者欄の (2) (3) を参照
② 住家被害	住 家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を 1 世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々に行っている場合は、2 世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物という。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの (2) 埋没とは、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共 同 利 用 施 設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜 産 被 害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり 防 止 施 設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第 25 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共 同 利 用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水 道 （戸 数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 （戸 数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 （戸 数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス （戸 数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

○ 資料 4－8 消防庁への直接即報基準

区 分		直 接 即 報 基 準
火災等即報	交通機関の火災	○ 航空機、列車、自動車の火災で次にあげるもの ア 航空機火災 イ トンネル内車両火災 ウ 列車火災
	危険物等に係る事故	○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの イ 負傷者が5名以上発生したもの
		ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの エ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・河川へ危険物が流出し、防徐・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい等 オ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路全面通行禁止等の措置を要するもの カ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
		ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）	
救急・救助事故即報	○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 イ バスの転落による救急・救助事故 ウ ハイジャックによる救急・救助事故 エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いもの	
武力攻撃即報	○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○ 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	
災害即報	○ 地震が発生し、当該町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） ○ 風水害、火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの	

〔 輸 送 ・ 救 援 等 〕

○ 資料 5－1 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 4 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第 2 条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第 3 条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の

出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

○ 資料５－２ 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ果実的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

第２条 航空機の運航管理については、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第３条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

（２）消防防災業務

航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

（３）航空隊員

航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

（４）自隊訓練

総務部危機対策局防災消防課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

（５）運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

（６）委託会社

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第２章 防災航空隊

（防災航空隊の設置）

第４条 航空室に、防災航空隊を置く。

２ 防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

３ 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

４ 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から防災消防課長が指名する。

（隊長の任務）

第５条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（副隊長の任務）

第６条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

２ 隊長に事故あるときは、防災消防課長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

（隊員の任務）

第７条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

（搭乗者の指定）

第８条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第11条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。

2 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

(運航計画)

第12条 防災消防課長は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第14条 航空機は、次にあげる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として午前9時から午後5時15分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」と総称する。）は、第12条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運行管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航に伴う報告)

第16条 運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめ

るものとする。

第4章 使用手続

（使用予定表）

第18条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

（航空機の使用申請）

第19条 航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（航空機の使用承認）

第20条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第5章 安全管理等

（安全管理）

第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

（運航指揮者の責務）

第22条 運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

（隊員等の教育訓練）

第23条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

（自隊訓練）

第24条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第7章 事故対策等

（搜索及び救難体制の確立）

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第26条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理責任者に

報告しなければならない。

（事故報告）

第 27 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 8 章 雑則

（記録及び保存）

第 28 条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

（その他）

第 29 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

○ 資料５－３ 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第１条 北海道消防防災ヘリコプター運航１管理要綱（以下「要綱」という。）第１５条第３項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第２条 緊急運航は、原則として、要綱第１４条第１項第１号から第５号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- （１）災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- （２）災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- （３）その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

（緊急運航の基準）

第３条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

（１）災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

（２）救急活動

ア 傷病者の搬送

（イ）現場救急

ａ 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

ｂ 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

（ロ）転院搬送

ａ 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

ｂ 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

ｃ 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記 (ア) 及び (イ) に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請（前条第5号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市

町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

○ 資料５－４ 北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応

平成 23 年 1 月 21 日

【注意事項】

緊急運航と救急患者の緊急搬送では手順が違います。

【緊急運航の手順】

- ①災害発生地の署所から防災航空室に要請の電話を入れる。
- ②災害発生地の署所から速やかに様式第 1 号（第 4 条関係）を FAX で送付する。
- ③収束後、災害発生地の署所は様式第 2 号（第 8 条関係）を本部警防課まで報告する。（メール可）
※要請機関の長は、消防長とする。
- ④本部警防課は、上記報告のあった様式第 2 号（第 8 条関係）を郵送で総括管理者に送付する。

【救急患者の緊急搬送の手順・対応】

- ①災害発生地の署所から防災航空室に要請の電話を入れる。
- ②災害発生地の署所から速やかに様式第 1 号（注：緊急運航の様式とは別物）を FAX で送付する。
- ③災害発生地の署所から上川総合振興局（0166-46-5900）にその旨を電話連絡する。
－病院からは依頼を受けていない場合－
- ④受入れ医療機関の確保を行う。

【防災航空室連絡先等】

電話番号	FAX 番号	無線呼出・周波数
011-782-3233 011-782-3256 011-782-3257	011-782-3234	ほっかいどう 701 ①150.73 ②148.75 ③154.15

○ 資料５－５ ドクターヘリ緊急離発着場

地 区	場 所
北落合地区	旧北落合小学校グラウンド
落合地区	旧落合小学校グラウンド、落合多目的センター駐車場、落合チェーン着脱場、狩勝峠パーキング
幾寅地区	山村広場、南富良野小学校グラウンド、南富良野中学校グラウンド、南富良野高校グラウンド、南ふらのスキー場駐車場、町民体育館駐車場、幾寅除雪ステーション
東鹿越地区	旧地域交流センターグラウンド、森林公園(かなやま湖第6駐車場)
金山地区	旧金山中学校グラウンド、特別養護老人ホームふくしあ駐車場、金山除雪ステーション
下金山地区	南富良野西小学校グラウンド、下金山多目的センター駐車場

○ 資料 5－6 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟	
番 号 標 に 表 示 されている番号			
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車 両に当たっては、輸送 人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局	
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路		出発地	目的地
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。

○ 資料 5－7 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 5－8 防災資機材・救援物資状況

1 防災資機材

(令和元年 12 月現在)

所 在 地	水 防 資 機 材				
	土のう袋	スコップ	針 金	な わ	ひ も
南富良野町字幾寅	袋 3,000	丁 12	kg 20	玉 8	玉 1
南富良野町字金山	500	8	5	3	1

民間等から調達可能な水防資機材

調 達 先	住 所	電話番号	調達できる資材
ふらの農業協同組合 南富良野支所	幾 寅	52－2005	土のう用布袋、土のう用ビニール袋、スコップ、なわ

2 備蓄の品目

(令和元年 12 月現在)

項 目			公共	各家庭	項 目			公共	各家庭
水	飲 料	水	○	○	生活用品	紙 お む つ	○	△	
	飲 料	水 袋	○			ポータブルトイレ	○		
食料品	缶 詰	パ ン	○	△		医薬品	毛 布		○
	レ ト ル ト	米	○		衣 料 品		○		
	即 席 め ん		△		医 薬 品 セ ッ ト		○	○	
	缶 詰		△						
	乳 児 用 粉	ミ ル ク	○	△					
食器類	哺 乳 瓶		○	△					
	卓 上 コ ン ロ		○	○					

○は備蓄するもの △は家庭で常備しておくもの

○ 資料 5－9 医療機関一覧

1 町内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
町立幾寅診療所	字幾寅617-47	0167-52-2414	内科・小児科
町立落合診療所	字落合1180-2	0167-53-2416	内科・小児科
町立金山診療所	字金山430-1	0167-54-2301	内科
町立歯科診療所	字幾寅617-30	0167-52-2452	歯科
けん三のこば館クリニック	字幾寅617-22	0167-52-2424	内科・心療内科・小児科

2 災害拠点病院

(1) 基幹災害拠点病院

圏域	指定病院名	所在地	連絡先
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111

(2) 地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
富良野	北海道社会事業協会富良野病院	富良野市幸町13番1号	0167-23-2181

3 救急告示医療機関（二次医療圏：富良野）

市町村	医療機関名	所在地	連絡先
富良野市	社会福祉法人北海道社会事業協会 富良野病院	富良野市住吉町1番30号	0167-23-2181
上富良野町	上富良野町立病院	上富良野町大町3丁目2番15号	0167-45-3171

4 感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第1種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区北11条西13丁目1-1	2
第2種	上川	富良野	北海道社会事業協会 富良野病院	富良野市幸町13番1号	4

5 血液センター

センター名	所在地	連絡先
北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市川端町7条10丁目1-50	0166-52-2211

○ 資料 5-10 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

	内容・資格・条件等																										
目 的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。																										
制度の対象となる自然災害	(1) 対象となる自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 (2) 支援対象世帯 ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）																										
支 給 条 件	(1) 対象となる自然災害 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。 <table><tr><td></td><td>合 計</td><td>①～④</td><td>⑤～⑧</td></tr><tr><td>複数（2人以上）世帯</td><td>300万円</td><td>100万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>単数（1人）世帯</td><td>225万円</td><td>75万円</td><td>150万円</td></tr></table> ①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③住居の移転費又は移転のための交通費 ④住宅を賃借する場合の礼金 ⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度） ⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費 (注) 大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度） (注) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 (注) 他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2 (2) 支給に係るその他の要件 <table><tr><td rowspan="2">年収等の要件</td><td colspan="2">支給限度額</td></tr><tr><td>複数世帯</td><td>単数世帯</td></tr><tr><td>（年収）≦500万円の世帯</td><td>300万円</td><td>225万円</td></tr><tr><td>500万円＜（年収）≦700万円の世帯</td><td>75万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>700万円＜（年収）≦800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td><td>150万円</td><td>112.5万円</td></tr></table> (注) 要援護世帯：心神喪失・重度知的障がい者、1級の精神障がい者、1、2級の身体障がい者などを構成員に含む世帯		合 計	①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収）≦500万円の世帯	300万円	225万円	500万円＜（年収）≦700万円の世帯	75万円	150万円	700万円＜（年収）≦800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
	合 計	①～④	⑤～⑧																								
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																								
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																								
年収等の要件	支給限度額																										
	複数世帯	単数世帯																									
（年収）≦500万円の世帯	300万円	225万円																									
500万円＜（年収）≦700万円の世帯	75万円	150万円																									
700万円＜（年収）≦800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																									
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																										

〔 条例 ・ 協 定 等 〕

○ 資料 6 － 1 南富良野町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 15 日条例第 23 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき南富良野町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）南富良野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）町長の諮問に応じて南富良野町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は町長をもつて充てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- （1）指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- （2）自衛官のうちから町長が任命する者
- （3）北海道知事の部内職員のうちから町長が任命する者
- （4）北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- （5）町長が部内職員のうちから指名する者
- （6）町の教育委員会教育長
- （7）富良野広域連合富良野消防署南富良野支署長及び富良野広域連合南富良野消防団長
- （8）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- （9）公共的団体の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- （10）主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、21 名以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（議事等）

第 4 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 40 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 40 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 4 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 38 号）

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 3 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 6－2 南富良野町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 15 日条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、南富良野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長を助け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 6－3 災害時における協定一覧

協定締結事業者等一覧

平成 27 年 12 月現在

	協定書名 (締結月日)	協定先	協定内容
1	災害時における応急対策業務に関する協定書 (平成 18 年 6 月 28 日)	南富良野建設業協会	・町の所管する公共施設（道路、河川、急傾斜地崩壊防止施設、上下水道等の施設）の被害状況の調査及び応急危険度判定、道路啓開の実施 ・公共施設の災害応急復旧工事の実施
2	災害時における応急対策業務に関する協定書 (平成 18 年 8 月 7 日)	小松建設工業株式会社	
3	災害時における応急対策業務に関する協定書 (平成 18 年 8 月 7 日)	南富林健有限会社	
4	災害時における応急対策業務に関する協定書 (平成 18 年 8 月 7 日)	株式会社及川水道工業	
5	災害等の発生時における南富良野町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 (平成 22 年 6 月 18 日)	北海道エルピーガス災害対策協議会	・被災場所における LP ガスの被害状況・復旧状況の情報提供 ・被災場所における応急措置・復旧工事 ・避難場所への LP ガスの供給・関連機器の設置 ・供給停止が長期となる場合の簡易コンロ等の手配 ・大規模火災現場における LP ガス設備の撤去等安全対策
6	『道の駅（南ふらの）』における協働事業の実施に関する細目協定書 (平成 22 年 12 月 15 日)	北海道コカ・コーラボトリング株式会社 北海道開発局 旭川開発建設部	・地域情報、道路情報等の提供に関するもの ・非常時における自販機内在庫商品の無償提供に関するもの
7	災害発生時における南富良野町と南富良野町内郵便局の協力に関する協定 (平成 26 年 3 月 7 日)	南富良野町内郵便局	・郵便局の車両を緊急車両等として提供（業務に支障のない範囲） ・被災者の避難先及び避難者リスト等を相互に提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報 ・災害特別事務取扱い、非常払及び非常取扱い ・道路等の破損状況の情報提供 ・避難所における臨時郵便差出箱の設置
8	災害時等における燃料の供給等に関する協定書 (平成 26 年 7 月 8 日)	富良野地方石油業協同組合	・緊急車両等への優先給油 ・災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への燃料等の優先提供 ・富良野地方石油業協同組合が取扱う物資の供給及び要員の動員等

○ 資料 6－4 「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～

鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村。中川町・幌加内町（以下「提携町村」という。）は、防災に関して次のとおり決議する。

（目的）

第 1 条 この決議は、平常時及び災害時における防災に関して国、道、市と連携を図るとともに、提携町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減を図り、もって提携町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第 2 条 提携町村は、平常時における災害の予防その他災害対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施若しくは相互協力に努めるものとする。

（1）地域防災計画その他各提携町村が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供並びに共同研究等

（1）各提携町村が実施する防災訓練への協力参加

（2）情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施

（3）提携町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催

（4）被災時事務の共通化の推進並びに災害時医療体制その他広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究

（5）備蓄物品、資材等に関する情報交換、共同購入

（6）その他この決議の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互協力）

第 3 条 提携町村において災害が発生し、災害を受けた町村（以下「被災町村」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携町村が加入する「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」その他の災害応援協定に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携町村に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された町村（以下「応援町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第 4 条 応援の種類は次のとおりとする。

（1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋

（2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋

（3）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋

（4）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

（5）被災者の受入れ

（6）物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援

（7）被災地における行政事務の支援

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援要請手続）

第 5 条 被災町村が応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、第 9 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（1）被害の状況

（2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請するにあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量

- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請するにあつては、職員の種類、人数及び業務内容
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請するにあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第 6 条 応援のために派遣された職員は、原則として被災町村の町長又は村長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 第 4 条第 1 号から第 3 号及び第 5 号から第 7 号に掲げる応援の経費については、原則として被災町村の負担とする。
- (2) 第 4 条第 4 号に掲げる応援の経費については、応援町村の負担とする。
- (3) 第 4 条第 8 号に掲げる応援の経費については、要請の内容に基づきその都度協議する。

(応援の自主出動)

第 8 条 災害が発生し、被災町村と連絡が取れない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする町村が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、原則として応援町村の負担とし、その他の経費については、前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第 9 条 連携町村は、この決議に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

3 この決議の目的を達成するため、連絡担当部局の会議を開催する。

(決議の効力)

第 10 条 各連携町村は、この決議ほかに民間企業等と防災に関する協力の連携をする際は、他の連携町村に効力が及ぶよう当該民間企業等に働きかけるものとする。

2 前項の場合において、協定を締結した場合は、各連携町村への情報提供に努める。

(その他)

第 11 条 この決議の実行に関して必要な事項及びこの決議に定めのない事項は、連携町村が協議して定めるものとする。

この決議を証するため本書 19 通を作成し、各町村の町長及び村長の職員を押印の上、各 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 14 日

鷹栖町長

東神楽町長

当麻町長

比布町長

愛別町長

上川町長

東川町長

美瑛町長

上富良野町長

中富良野町長

南富良野町長

占冠村長

和寒町長

剣淵町長

下川町長

美深町長

音威子府村長

中川町長

幌加内町長

「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～実施細目

（主 旨）

第 1 条 この実施細目は、「かみかわ絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～（以下「決議」という。）第 11 条の規定に基づき、決議の実行に必要な事項を定めるものとする。

（応援職員の公務災害等）

第 2 条 決議第 4 条第 4 号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。ただし、派遣場所において応急手当をした場合の経費については被災町村の負担とする。

（損害賠償責任）

第 3 条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災町村がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失によ生じたもの及び被災町村への往復の途中において生じたものについては応援町村が賠償責任を負う。

（経費の負担方法）

第 4 条 決議第 7 条第 1 号の規定により、被災町村が負担すべき経費については、応援町村が一時繰替支弁するものとする。ただし、あつ旋した物質、資機材及び車両等の経費についてはこの限りではない。

2 応援町村は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災町村に請求する。

（1）物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

（2）携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く。）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く。)

3 前項に定める請求は、応援町村の町長及び村長名による請求書により、関係書類を添付して、被災町村の町長及び村長に請求する。

4 前 2 項の規定により難いときは、応援町村及び被災町村が協議して定める。

（応援職員の身分表示等）

第 5 条 応援職員は、応援町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被覆、装備及び当座の食料の携行するものとする。

（連絡担当部局）

第 6 条 決議第 9 条第 1 項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話番号（勤務時間外の場合も含む。）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

（事務局）

第 7 条 決議第 2 条及び第 11 条に規定する事業並びに事務に関する事務局は、上川町村会事務局に置く。

○ 資料 6－5 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書 73 通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 6 月 25 日

北海道知事 堀 達也

札幌市長 他 72 団体

○ 資料 6－6 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項若しくは同法第 183 条において準用する第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第 6 条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第 1 要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第 2 要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第 7 条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第 2 条第 3 号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第 2 条第 4 号に掲げる職員の職種別人員

(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前 2 項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第 1 要請及び第 2 要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第 8 条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前 2 項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第 9 条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第 7 条第 1 項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第 11 条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

平成 9 年 11 月 5 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 20 年 6 月 10 日

北海道

北海道知事

北海道市長会

北海道市長会長

北海道町村会

北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村	宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町村	オホーツク 総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
檜山振興局	檜山振興局管内の町	胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村	日高振興局	日高振興局管内の町
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町村	十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村	釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村	根室振興局	根室振興局管内の市町

○ 資料 6－7 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（3）応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（4）応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

（2）航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

（1）陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

（2）航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特

に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第 2 要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第 3 要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第 7 条の 2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第 8 条 前 2 条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第 7 条第 3 項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第 9 条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第 10 条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
 - (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - (3) 車両及び機械器具の修理費
 - (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前 2 項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 6 年 7 月 25 日締結）

この協定は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

別 表

(平成 27 年 12 月末現在)

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

○ 資料 6－8 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、南富良野町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第 1 条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第 3 条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第 4 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
 - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
 - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第 5 条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第 6 条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第 7 条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第 8 条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第 9 条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第 10 条 この申合せは、平成 22 年 5 月 31 日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲 北海道開発局長

乙 南富良野町長

○ 資料 6－9 災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の 3 の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- (1) 法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は法第 28 条の 2 に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- (2) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害
- (3) 乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第 3 条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第 4 条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- (1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (3) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (4) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (5) り災建物判定にかかる現地調査補助
- (6) その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第 5 条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第 4 条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第 6 条 甲は、乙又は丙から第 5 条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第 7 条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第 5 条第 1 項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担）

第 8 条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

(その他)

第 9 条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自 1 通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成 26 年 3 月 28 日

甲 財務省北海道財務局
北海道財務局長

乙 北海道
北海道知事
北海道市長会
北海道市長会長

丁
北海道町村会
北海道町村会長

〔 様 式 〕

○ 別記第 1 号様式 職員参集状況報告書

職 員 参 集 状 況 報 告 書

			受付番号	
参集場所			氏 名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所 属	課 係
	到着時間	時 分	部 ・ 班	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交
本人・家族等の安否の状況				
参集路上での被害の状況				
参集途上における留意事項				

注 1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。

注 2 班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。

注 3 受付番号は、総務班で記入すること。

注 4 「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。

注 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。

注 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。

注 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、児童二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第 2 号様式 職員等安否確認調査票

職 員 等 安 否 確 認 調 査 票

対策部

総務対策部長

所 属 ・ 職 氏 名	連 絡 方 法	連 絡 時 間	連絡の 可 否	本人・家族等 の 安 否 状 況	備 考 (参集可能時間等)
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第3号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	主担当	副担当	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後					電話・電報・防災行政無線 連絡 その他（ ）
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分 発表機関	
受 理 事 項						
処 理 方 法						

○ 別記第5号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報					
報告日時		月 日 時 分現在	発受信日時		
月 日 時 分		月 日 時 分			
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)			
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)			
発生場所					
発生日時		月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量				
	河川水位				
	潮位波高				
	風速				
	その他				
ライフライン関係の状況	道路				
	鉄道				
	電話				
	水道 (飲料水)				
	電気				
	その他				
(1) 災害対策本部等の 設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用 状況		地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
		(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第6号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時		月 日 時 分			受信日時			
項目		件数等	被害金額（千円）		項目	件数等	被害金額（千円）		
① 人的被害	死者	人	※ 個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所		
	行方不明	人				道工事	海岸	箇所	
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟		道路		箇所			
		世帯		橋梁		箇所			
		人		小計		箇所			
	半壊	棟		市町村工事		河川	箇所		
		世帯				道路	箇所		
		人			橋梁	箇所			
	小計	箇所							
	一部破損	棟		港湾	箇所				
		世帯		漁港	箇所				
		人		下水道	箇所				
	床上浸水	棟		公園	箇所				
		世帯		崖くずれ	箇所				
		人		計	箇所				
	床下浸水	棟		⑥ 水産被害	漁船	隻			
		世帯			沈没流出	隻			
人			破損		隻				
計	棟		計		隻				
	世帯		漁港施設		箇所				
	人		共同利用施設		箇所				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟			その他施設	箇所		
		その他	棟			漁具（網）	件		
	半壊	公共建物	棟			水産製品	件		
		その他	棟			その他	件		
	計	公共建物	棟		計				
その他	棟								
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没	ha			林道	箇所	
			浸冠水	ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他			箇所		
	畑	ha	小計	箇所					
	農業用施設	箇所		一般民有林		林地	箇所		
	共同利用施設	箇所				治山施設	箇所		
	営農施設	箇所				林道	箇所		
	畜産被害	箇所				林産物	箇所		
	その他	箇所			その他	箇所			
	小計	箇所			計	箇所			
計									

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害			箇所	
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計		箇所	
		し尿処理	箇所						
	火葬場		箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
計		箇所		鉄道施設		箇所			
⑨ 商工被害	商業		件			被害船舶	隻		
	工業		件			空港	箇所		
	その他		件			水道	戸		—
	計		件			電話	回線		—
⑩ 公立文教施設施設	小学校	箇所		電気		戸		—	
	中学校	箇所		ガス		戸		—	
	高校	箇所		ブロック塀等		箇所			
	その他文教施設	箇所		都市施設		箇所			
	計		箇所		計		—		
					被害総額				
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件		
罹災世帯数			世帯			危険物	件		
罹災災害者数			人			その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)								
	市町村名		名称			設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

○ 別記第 7 号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

南 富 良 野 町

報告日時 月 日 時現在

気 象 状 況		降 雨 量	総 雨 量 mm		
主 要 河 川 状 況	河 川 名	地 区 名	概 要 (水 位 等)		
道 路 橋 梁 状 況	路 線 名 等	地 区 名	概 要 (不 通 箇 所 等)		
浸 水 状 況	地 区 名	概 要	地 区 名	概 要	
避 難 状 況	区 分	地 区 名	避 難 場 所	避 難 人 員	時 間
	避 難 指 示				
	避 難 勧 告				
	自 主 避 難 (避難準備情報)				

○ 別記第 8 号様式 避難者世帯名簿

避難者世帯名簿

〔避難所名

〕

No. _____

現 住 所				被 災 場 所			
世 帯 主 氏 名				親族その他への連絡先 (氏名・住所・電話番号)			
電 話 番 号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	続 柄	性 別	職 業 (勤務先)	入 所 日 時	退 所 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
備 考 欄							

注 1 一世帯ごとに記入すること。

注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他特記事項

○ 別記第 9 号様式 避難所受入台帳

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	受入人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

- 注) 1. 「受入人員欄」は、当日の最高受入人員数を記入し、受入人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
3. 他市町村の住民を受け入れたときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 10 号様式 避難所設置及び受入状況

(南富良野町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関 月 日から 月 日まで	実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
計		既存建物					
		野外仮設					

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 11 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

南 富 良 野 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 12 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書
	住 所 氏 名
災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり 従事 年 月 日 協力 を命ずる。	
処分権者 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

（備考）用紙は、日本産業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日 処分権者 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（備考）用紙は、日本産業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号	公 用 令 書						
住所 氏名							
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 管理 収用 を使用する。							
年 月 日							
処分権者 印							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備考

(備考) 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号	公 用 変 更 令 書
住所 氏名	
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者 印	
変更した処分の内容 	

(備考) 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書	
	住所 氏名	
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。		
年 月 日		
	処分権者	印

（備考）用紙は、日本産業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票	
所 属 職 名 氏 名		
	年 月 日生	
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。		
平成 年 月 日交付		
	南富良野町長	印
	交付責任者	印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

（裏）

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。 2. 本票は 年 月 日まで有効とする。 3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。 4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 13 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

年 第 号
月 日

北 海 道 知 事 様

南 富 良 野 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

○ 別記第 14 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様

南 富 良 野 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

○ 別記第 15 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担当者職氏名							
		連 絡 先		TEL		FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 時 分							
	災害発生日時	年 月 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派遣を必要とする区域						希望する活動内容			
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況	離着陸場名								
	特記事項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)						
必 要 と す る 資 機 材					現地での資機材確保状況				
					特 記 事 項				
傷 病 者 の 搬 送 先						救急自動車等の手配状況			
他 機 関 の 応 援 状 況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者		(機関名) (職・氏名)							
無 線 連 絡 方 法		(周波数) H z							
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢	備考

○ 別記第 16 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 号 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

要請機関の長

印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災 害 発 生 日 時	年 月 日 () 時 分							
災 害 発 生 場 所								
派 遣 区 域								
離 着 陸 場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー に 係 る 活 動 内 容 等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災 害 発 生 状 況 措 置 状 況								
そ の 他 参 考 と な る 事 項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年齢	所 属	職	氏 名	年齢

○ 別記第 17 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第 () 報

要請年月日	年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	南富良野町		電話	FAX	
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話	FAX				
受入れ医療機関の了承	有 ・ 無				
4 ふりがな 患者氏名	生年月日		年	月	日 歳 男・女
	体 重		kg	職業	
住 所					
病 名 現 状					
経 過					
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入れ医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師		年齢	歳	体重 kg
	付添人	続柄	年齢	歳	体重 kg
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地離着陸場			メモ		

注 1) 市町村は No. 1～6 の項目を記載の上要請すること。

○ 別記第 18 号様式 被災者救出状況記録簿

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

南富良野町

年月日	救出 人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
	人				円		円		円		
計		\		\		\		\			

注1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

救護班

班長：醫師氏名 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 20 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

南 富 良 野 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	
計	機関	人							

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第21号様式 助産台帳

病院診療所医療実施状況

南富良野町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日	円	
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		
	月 時 分 日 分		～ 月 月 日 日		

○ 別記第 22 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

南 富 良 野 町

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金額	修繕				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両			故障車両等		修繕 月日	修繕費				故障 の 概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円				円		円		
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

南 富 良 野 町

[illegible]

注1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 24 号様式 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

南 富 良 野 町

[illegible]

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 25 号様式 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

平成 年 月 日 時現在

南 富 良 野 町

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 以 上 世 帯	計	小 学 校	中 学 校
全 壊（焼）													
流 失													
半 壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 別記第 26 号様式 物資購入（配分）計画表

物 資 購 入 （ 配 分 ） 計 画 表

平成 年 月 日 時現在

南 富 良 野 町

世帯 品 目 単 価		人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
		円				円				円								
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
計																		

- 注）1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 27 号様式 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

平成 年 月 日 時現在

南 富 良 野 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

⑨

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 28 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先（避難所・電話番号等） _____

給付（貸与）年月日	品 名	数 量	備 考

○ 別記第 29 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

南 富 良 野 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30 号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

南 富 良 野 町

世 帯 主 氏 名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実 支 出 額	摘 要
			円	
計 世 帯				

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 31 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

南 富 良 野 町

住家被害程度区分		氏名	除去に要した期間	実支出額 円	除去に要すべき状態の概要	備考
計	半壊 半焼	世帯				
	床上 浸水	世帯				

注1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 32 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

南 富 良 野 町

学 校 名	学 年	児童生徒氏名	親 権 者 氏 名	給与月日	給 与 品 目 の 内 訳								実 支 出 額	備 考		
					教 科	書			そ の 他						学 用 品	
						国 語				鉛 筆	ノ ー ト					
				月 日									円			
計	小学校													円		
	中学校													円		

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第 33 号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺 体 の 搜 索 状 況 記 録 簿

南 富 良 野 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金 額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
	人			円		円		円	円		

注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 34 号様式 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

南 富 良 野 町

処 理 日 年 月	死 体 発 見 の 日 及 場 所	死 氏 名	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 品 名	等 数 量	処 理		死 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	考 備
				氏 名	死亡者 との関係			金 額	額				
									円	円	円	円	
計		人											

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 35 号様式 埋葬台帳

埋葬台帳

南富良野町

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬者			埋葬 火葬又は 骨箱	費		備考
		氏名	年齢	氏名	死亡者との 関係	行った者 棺（付属品 を含む）		計	箱	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 37 号様式 被災証明申請書

被災証明申請書

申 請 者	住所 TEL () - フリガナ 氏 名 印 (年 月 日生)
	使用目的及び 証明の提出先
	申請人と、被 災対象物との 関係 所有者 管理者 占有者 担保者 その他 ()
被 災 内 容	該当するものを○で囲むか、その他の項に記入してください。 家財 車両 その他 ()
被 災 場 所	
所 有 者 等	
被 災 原 因	平成 年 月 日 () に発生した ☐ 地震 ☐ 台風 号 ☐ 集中豪雨 ☐ () による
被 災 状 況	

※太線の中に記入して下さい

※添付書類 ○申請者の本人確認ができる書類（免許証、保険証など）
○被害状況が確認できる写真または、関係書類（見積書等）

被災証明書

上記のとおり相違ないことを証明します

平成 年 月 日

南富良野町長

印

- ・ この証明は、住家以外の建物、塀・門扉などの付帯物、動産（車両）や家財などの被災の状況を南富良野町に届け出たという行為を証明するものです。
 - ・ この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
 - ・ この証明書は、原則として再発行いたしませんので、大切に保管してください。
- 複数枚必要な場合は、コピー等で対応願います。

○ 別記第 38 号様式 罹災証明書

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊(準半壊) ☐ 一部損壊(10%未満)(仮称)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

南富良野町長

印

〔 そ の 他 〕

○ 参考資料 自主防災組織の活動

1 自主防災組織とは？

防災とは、つぎの3つのことを通して「いのちを守る」ことです。

- ① 防げる災害は防ぐ
- ② 防げない災害については、被害を減らす
- ③ そのために日頃から備える

「自分の身の安全は自分で守る（これを自助といいます）」ため、これらを私たち一人ひとりが積極的に行っていこうというのが自主防災です。そして、こうした自主防災活動を組織的に行っていこうとする団体を「自主防災組織」といいます。

2 自主防災組織の必要性

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」ために自主的に結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。災害に強いまちを目指し、自主防災組織づくりを進めていきましょう。

災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法では「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条 第2項）として、市町村が自主防災組織の充実に努めなければならないことが規定されています。

3 自主防災組織の主な活動

災害が発生した場合、町や防災機関は総力をあげて防災活動に取り組みます。しかし、大規模な災害が発生した場合は、電話の不通、交通網の寸断、火災など、防災機関機能の分断によって消防や警察などの救護がすぐに来ない可能性があります。

そんなとき、消火、救出、救護などの活動に取り組み、最小限の被害にとどめるためには、地域住民の協力体制が不可欠です。

自主防災組織には、大きく分けると「平常時の活動」と「災害時の活動」の2つに分けられます。

◎平常時の活動

- 防災知識の普及
- 地域内の災害危険箇所などの確認
- 家庭内の安全点検
- 防災要資機材の整備点検
- 防災訓練の実施
- 支援の必要な要援護者の確認

◎災害時の活動

- 情報班：災害に関する情報の収集、住民に対する正しい情報の伝達
- 消火班：出火防止及び初期消火活動
- 避難誘導班：市民の避難誘導活動
- 救出救護班：負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動

●給食・給水班 水や食糧などの配分、炊き出しなどの給食・給水活動

（１）平常時の主な活動

① 防災知識の広報・啓発

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域や家庭で防災意識を醸成する必要があります。

② 危険箇所の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。
そのため、主に次のような視点から地域の危険箇所について把握しておきましょう。

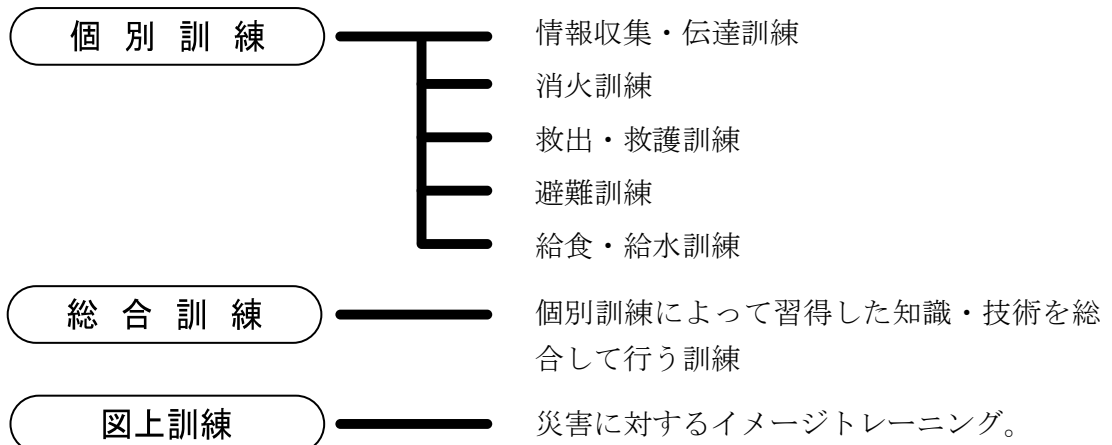
地域の危険箇所把握の視点

- 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。
- 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。
- 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
- 町等が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。

こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」や「防災カルテ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待されます。

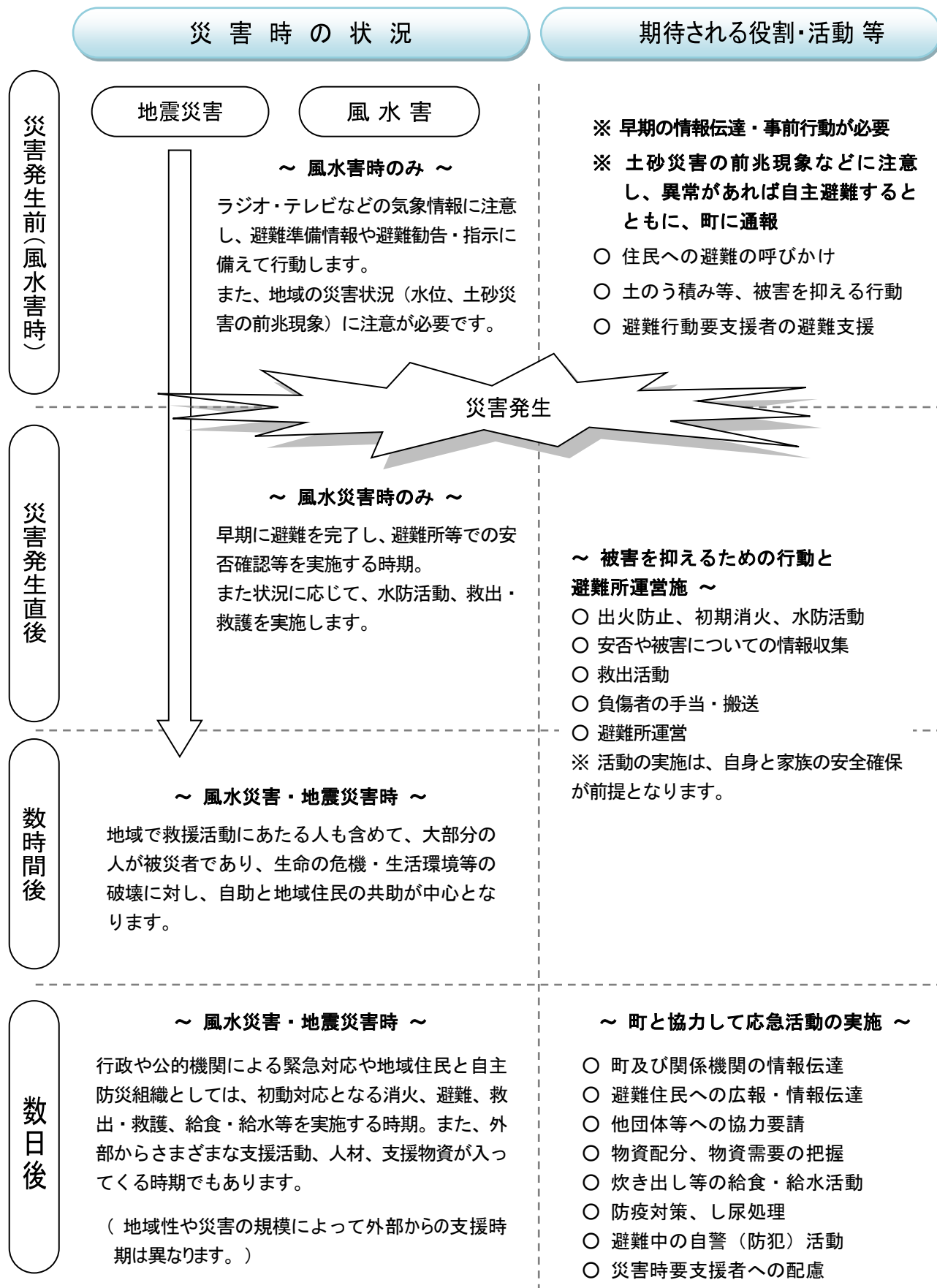
③ 防災訓練

防災訓練としては、次のような訓練あります。



（２）災害時の活動

災害時の活動として、例えば次のような活動が期待されています。



○ 参考資料 土砂災害の種類と前兆現象

出典：内閣府「防災情報のページ 特集2 土砂災害に備える」から抜粋

1 種類と前兆現象

傾斜が急な山の多い日本では、台風、大雨、地震などにより土砂災害が発生しやすいです。土砂災害には、斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる「がけ崩れ」、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する「地すべり」、山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨によって一気に下流へと押し流される「土石流」があります。

また、土砂災害が発生する前には、様々な前兆現象が起こる時があります。こうした前兆現象に気づいたら、周囲の人にも伝え、直ぐに避難をすることが大切です。

がけ崩れ



「がけ崩れ」とは、地中にしみこんだ雨水により、急な斜面が突然滑り落ちる現象です。また地震によって起こることもあります。

土砂災害警戒区域

- ① 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍〔50mを超える場合は50m〕以内の区域

土砂災害の前兆現象

がけからの水が濁る。
がけに亀裂が入る。
小石がバラバラ落ちてくる。



土石流



「土石流」とは、谷や山の斜面から崩れた土や石などが、大雨や長雨による水と一緒に、一気に流れ出てくる現象です。

土砂災害警戒区域

- ① 土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

土砂災害の前兆現象

山鳴りや、立木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる。
雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める。



地すべり



「地すべり」とは、粘土のようなすべりやすい地層に雨水などがしみ込み、その影響で地下水位が上昇し、地面が滑り出す現象です。

土砂災害警戒区域

- ① 地すべり区域
〔地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域〕
- ② 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離
〔250mを超える場合は250mの範囲内の区域〕

土砂災害の前兆現象

地面にひび割れができる。
沢や井戸の水が濁る。
斜面から水が吹き出す。



2 土砂災害が発生しやすい時

土砂災害は、地中にたくさんの雨が貯まったところに強い雨が降ると発生しやすくなるという特徴があります。

日本では近年、「集中豪雨」や「局地的大雨」が増えています。これらは発達した積乱雲（入道雲）によって引き起こされます。集中豪雨は、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことで起きるもので、狭い地域に激しい雨が数時間にわたって降り続き、数百ミリの総雨量となります。一方、局地的大雨は、1つの積乱雲が発達することで起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に短時間で数十ミリ程度の総雨量となります。こうした集中豪雨や局地的大雨が発生した時は土砂災害の危険性も高まるので、特に注意が必要です。

3 土砂災害が発生しやすい場所

土砂災害が発生しやすい場所は、主に次のものがあります。

① 扇状地

山間部の大雨によって山崩れが起これば、土石流が扇状地（川が山地から平地へと流れ出るところにできた扇状の土地）を直撃する可能性があります。

② 造成地

盛土地では、地質・地形が不安定なので、大雨が降ると地盤がゆるみ崩れる危険があります。水抜き穴から濁った水が出始めたら要注意です。

③ 山岳地帯

大雨や地震によって山崩れが発生します。樹木の少ない山間部では土石流の危険が大きくなります。

④ 急傾斜地

急傾斜地では崖崩れに注意が必要です。崖崩れは、豪雨等によって突然起こりますので、早めの避難に心がけましょう。

南富良野町地域防災計画

資 料 編

令和 2 年 3 月

南富良野町防災会議